

令和5年度

公募要領

創薬基盤推進研究事業

【若手育成枠あり】

(1次公募)

令和4年11月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 創薬事業部 医薬品研究開発課

目次

第	1 章 はじめに	1
	1.1 事業の概要	1
	1.1.1 事業の現状	1
	1.1.2 事業の方向性	1
	1.1.3 事業の目標と成果	1
	1.2 事業の構成	1
	1.2.1 事業実施体制	1
	1.2.2 代表機関と分担機関の役割等	2
爭	2 章 応募に関する諸条件等	3
-1.	- 1 応募資格者	
	2.2 応募に当たっての留意事項	4
	2.2.1 委託研究開発契約について	4
	2.2.2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	4
	2.2.3 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	4
	2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	5
	2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について	5
	2.2.6 データシェアリングについて	5
第	3 章 公募研究開発課題	8
	3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について	
	3.2 医薬品研究開発プロセスの最適化に資する創薬基盤技術開発の研究 公募研究開発課題の概要について	9
	3.2.1 新規モダリティ創出に資する先進的創薬デザイン技術開発の研究	10
	3.2.2 新規モダリティ創出に資する挑戦的創薬デザイン技術開発の研究【若手育成枠】	11
	3.2.3 低分子医薬品創出に資する先進的創薬デザイン技術開発の研究	12
	3.2.4 低分子医薬品創出に資する挑戦的創薬デザイン技術開発の研究【若手育成枠】	13
	3.2.5 臨床エビデンスに基づいた先進的創薬ターゲットの創出研究	
	3.2.6 臨床エビデンスに基づいた挑戦的創薬ターゲットの創出研究【若手育成枠】	15
	3.2.7 創薬研究の進展に資する革新的技術の挑戦的な創出研究【若手育成枠】	16
	3.3 DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究 研究開発課題の概要について	17
	3.3.1 DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究	17
第	4 章 スケジュール・審査方法等	21
	4.1 公募期間・選考スケジュール	
	4.2 提案書類の審査方法	
	4.2.1 審查方法	
	4.2.2 審査項目と観点	
	4.3 AMED における課題評価の充実	24
第	5 章 提案書等の作成・提出方法	_
	5.1 提案書類の作成	
	5.1.1 応募に必要な提案書類	
	5.1.2 提案書類様式の入手方法	
	5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意	
	5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について	
	5.3 提案書類の提出方法	
	J.J.1 E-NdU CVJ延山1人ルVJ唯耐	20

5.3.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項	27
5.3.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先	27
5.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除	28
5.4.1 不合理な重複に対する措置	28
5.4.2 過度の集中に対する措置	28
5.4.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法	29
5.4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有	30
5.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	30
第 6 章 情報の取扱い	31
6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い	
6.1.1 情報の利用目的	31
6.1.2 必要な情報公開・情報提供等	31
第 7 章 採択後契約締結までの留意点	22
7.1 採択の取消し等について	
7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について	
7.3 契約締結の準備について	
7.4 データマネジメントプラン(DMP)の提出	
第 8 章 委託研究開発契約の締結等	35
8.1 委託研究開発契約の締結	
8.1.1 契約条件等	35
8.1.2 契約に関する事務処理	35
8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について	
8.1.4 委託研究開発費の額の確定等について	
8.2 委託研究開発費の範囲及び支払等	
8.2.1 委託研究開発費の範囲	36
8.2.2 委託研究開発費の計上	37
8.2.3 研究設備・機器の共用促進に係る事項	37
8.2.4 委託研究開発費の支払	
8.2.5 費目間の流用	
8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について	
8.2.7 委託研究開発費の繰越	
8.3 取得物品の取扱い	
8.3.1 取得物品の帰属	
8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い	
8.3.3 放射性廃棄物等の処分	
第 9 章 採択課題の進捗管理	
9.2 中間評価・事後評価等	
9.3 成果報告会等での発表	
第 10 章 研究開発成果の取扱い	
10.1 論又跡砕寺にのりる体末の笛号の記載について	
10.3 研究開発成果の帰属	
10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置	
10.5 医療研究者向け知的財産教材	

10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保	
第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等 11.1 法令の遵守	
11.1 法节の息寸 11.2 委託研究開発費の執行についての管理責任	
11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了	_
11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について	
11.3.2 履修時期について	
11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について	
11.3.3 切九機関寺の役割・復修情報の報告について	
11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理	_
11.4.2 臨床研究法施行規則第 21 条に基づく利益相反管理	_
11.4.2 臨床研先宏旭17税則第21 架に暴力され益相及官達	
11.4.3 利益相及官理状況報告書の提出について	
11.6 体制整備等に関する対応義務	_
第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応	
12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への励力等	
12.2.1 契約の解除等	_
12.2.2 申請及び参加資格の制限	
12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限	_
12.2.3 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について	
12.2.5 不正事案の公表	
第 13 章 その他	
13.1 社会との対話・協働の推進	
13.2 医子研先・端床試験にありる忠省・市氏参画(PPI)の推進	
13.4 リサーチツール特許の使用の円滑化	
13.5 知的財産推進計画に係る対応	
13.6 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援	
13.7 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと®」	54
13.9 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援	55
13.10 研究者情報の researchmap への登録	
13.11 各種データベースへの協力	
13.12 博士課程学生の処遇の改善について	
13.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	
第 14 章 お問合せ先	59

第1章 はじめに

本公募要領は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)が実施する創薬基盤推 進研究事業の公募研究開発課題にかかる条件や募集内容を記載したものです。

1.1 事業の概要

1.1.1 事業の現状

我が国は、世界に冠たる平均寿命の長い国となる中、疾病の予防、早期診断、早期治療に関する国民の期待は大きく、特に、より質の高い医療の提供を通じて「健康寿命」の延伸に向けた取組が重要となります。「健康・医療戦略(令和 2 年 3 月 27 日閣議決定)」では、世界最高水準の医療の提供に資する研究開発の推進のため、「創薬標的の探索から臨床研究に至るまで、モダリティの特徴や性質を考慮した研究開発」が求められており、本事業では医薬品創出に係る基盤技術研究を推進しています。

1.1.2 事業の方向性

疾患領域にはとらわれない創薬全般に必要な基盤研究への支援を基本とします。特に技術、資源、人材や研究形態(産学官共同等)などの視点をふまえ、創薬研究の迅速化・効率化に資する研究や革新的な薬剤創製に結びつく基盤研究を支援・推進します。異なる学問領域との融合、新たなモダリティの要素も取り込んだ先進的な基盤研究を進めます。

1.1.3 事業の目標と成果

医薬品の創出の迅速化を目指すためには、創薬の基盤を整備し、医薬品の開発過程を迅速化・効率化することが必要であり、創薬の基盤技術に関する研究を支援することが重要となります。そのため、創薬基盤推進研究事業では創薬の基盤技術に関する研究を実施し、製薬企業において医薬品等の開発につながるような成果を出すことを目標とします。

本公募では、医薬品の研究開発プロセスを迅速化・効率化・最適化できる創薬基盤技術に係る「医薬品研究開発プロセスの最適化に資する創薬基盤技術開発の研究」及び「DDS評価研究を活用したシーズ開発の研究」を支援します。

1.2 事業の構成

1.2.1 事業実施体制

AMED は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」*に基づき、医薬品、医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究及びシーズ開発・研究基盤の6つの統合プロジェクトを中心とする研究開発を推進しています。また、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各統合プロジェクトに、プログラムディレクター(以下「PD」という。)を、各事業に、プログラムスーパーバイザー(以下「PS」という。)及びプログラムオフィサー(以下「PO」という。)を配置しています。さらに、各統合プロジェクトを横断する形で行われる「がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等」の疾患領域に関連した各事業については、その疾患領域ごとに、柔軟にそのマネジメントを行うため、疾患領域コーディネーター(以下「DC」という。)を配置しています。

なお、PS、PO等は、本事業全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関及び研究者は、PS、PO等に協力する義務を負います。

PS、PO 等による指導、助言等を踏まえ、研究開発課題に対し必要に応じて計画の見直しや中止(計画達成による早期終了を含む。)等を行うことがあります。

* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/senryaku/index.html

1.2.2 代表機関と分担機関の役割等

本事業において、研究開発課題は代表機関及び必要に応じて分担機関が実施します。

- (A) 「代表機関」とは、研究開発代表者が所属する機関をいいます。原則として研究開発代表者の主たる研究場所*1となるものであり、AMEDとは直接、委託研究開発契約*2を締結します。第2章に示す国内の研究機関等であることが必要です。
- (B) 「分担機関」とは、代表機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。原則として研究開発分担者の主たる研究場所^{※1}となるものです。AMED と直接委託研究開発契約を締結しない場合は、代表機関と再委託研究開発契約を締結します。
- (C) 「研究開発代表者」とは、事業の実施期間中、応募に係る「研究開発課題」について、研究開発 実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(1名)をいいます。所属先は「代 表機関」です。
- (D)「研究開発分担者」とは、「研究開発代表者」と研究開発項目を分担して研究開発を実施し、当該研究開発項目の実施等の責任を担う研究者をいいます。所属先は「代表機関」又は「分担機関」のいずれかです。
- (E) 「研究開発担当者」とは「研究開発代表者」と、「分担機関」に所属する「研究開発分担者」の うち当該分担機関を代表する研究者(1名)をいいます。(「研究開発代表者」は、「代表機関」 を代表する「研究開発担当者」です。)
 - ※1 所属機関と主たる研究場所が異なる場合は、別途御相談ください。
 - ※2 本事業における各機関との委託研究開発契約の詳細については第8章を参照してください。

第2章 応募に関する諸条件等

2.1 応募資格者

本事業の応募資格者は、以下(1)~(5)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所^{**1}とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(研究開発代表者)とします。

なお、特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあっては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能な研究者も応募できます。ただし、契約締結日又は AMED の指定する日までに、上記条件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。また、委託研究開発契約の履行能力を確認するため、審査時に、代表機関及び分担機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

- (1) 以下の(A)から(H)までに掲げる研究機関等に所属していること。
 - (A) 国の施設等機関^{*2} (研究開発代表者が教育職、研究職、医療職^{*3}、福祉職^{*3}、指定職^{*3}又は任期 付研究員である場合に限る。)
 - (B) 公設試験研究機関^{※4}
 - (C) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む。)
 - (D) 民間企業の研究開発部門、研究所等
 - (E) 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - (F) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号、平成 26 年 6 月 13 日 一部改正) 第 2 条に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条に規定する地方独立行政法人
 - (G) 非営利共益法人技術研究組合^{※5}
 - (H) その他 AMED 理事長が適当と認めるもの
 - ※1 所属する研究機関等と主たる研究場所が異なる場合は、別途御相談ください。
 - ※2 内閣府に置かれる試験研究機関や国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいいます。
 - ※3 病院又は研究を行う機関に所属する者に限ります。
 - ※4 地方公共団体の附属試験研究機関等
 - ※5 技術研究組合法(昭和36年法律第81号)に基づく技術研究組合
- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続等の事務を行うことができること。
- (4) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。)及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対処を行うことができること。

(5) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援を行うことができること。

2.2 応募に当たっての留意事項

2.2.1 委託研究開発契約について

採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関と AMED との間で委託研究開発契約を締結することを原則とします。なお、詳細は第8章を参照してください。

2.2.2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」**という。)は、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。応募に当たっては、事業や各公募研究開発課題の概要等の記載内容をよく確認した上で、提案する研究開発の実施によりどのような成果を示せるかを十分検討の上、提案書類に記載してください。詳細は、第5章を参照してください。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

2.2.3 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国が定める法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)とリスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)があります。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは、以下を参照してください。

- 経済産業省:安全保障貿易管理(全般) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- 経済産業省:安全保障貿易ハンドブック https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター https://www.cistec.or.jp/
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

2.2.4 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省: 国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳 (外務省告示第463号(平成28年12月9日発行)) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

2.2.5 若手研究者の積極的な参画・活躍について

AMED では、公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを推進しております。したがって、AMED の各事業においては、積極的に若手研究者を登用することが望まれます。

AMED における「若手研究者」とは、令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者を指します。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、男性の場合は満40歳未満、女性の場合は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができます。

2.2.6 データシェアリングについて

医療分野において、研究開発成果として生み出されたデータの取扱いについては、同じ問題意識を持つ研究者にとっても有用なものであるため、研究者間のデータシェアリングの重要性が認識されています。これと同時に、公的資金によって実施される研究開発によって生み出されたデータをめぐっては、その公共性・公益性の高さから、リポジトリー登録や適時公開等を行うことで、それらの2次的な利活用の可能性の拡大を図ろうとする動きがあります。加えて、研究開発の実用化を目指すため、詳細

で正確な臨床情報やゲノム情報等のデータを大学や研究所といった学術研究機関のみならず、産業利用を担う民間企業等の産業界が協働し、新たな診断法や治療法の開発を行うことが求められています。

AMED では、全ての委託研究開発事業の契約締結時において、研究機関等に対しデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)の提出を義務づけるとともに、研究開発データの定義や取扱い等に関するポリシー「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」と具体的な運用指針をまとめた「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」*を策定し、AMED ウェブサイトで公開しています。なお、DMP の提出についての詳細は第7章を参照してください。

また、AMED との委託研究開発契約においては、研究機関等が AMED からの支援(委託又は補助)を受けて行う研究開発に関連して創出、取得又は収集するあらゆる研究開発データを第三者に開示又は提供することを原則として禁止した上で、AMED の上記ガイドライン上で許容されている場合又はあらかじめ AMED の承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は提供することを可能としています。

さらに、研究開発データを非制限公開データ、制限公開データ、制限共有データ、非公開データに分類するとともに、研究開発データのうち、第三者に公開することが適切ではないデータ以外のデータについては、原則として、非制限公開データ又は制限公開データのいずれか指定し、公開することを求めています。そして、非制限公開データ又は制限公開データに該当するデータであっても、公開されるまでの間は制限共有データとして、特定の第三者とのみ共有することも許容しています。詳しくは、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」**を参照してください。

% https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html

AMED では、AMED が支援する研究開発から得られたデータの利活用を推進するために、AMED データ利活用プラットフォーム(以下プラットフォームという。)の整備を進めています。

* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/data_rikatsuyou/dai2/siryou2.pdf

プラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシークエンスデータについては、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること、さらにはゲノム解析の 先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であることを目的として、既にプラットフォームで共有予定となっているデータと同等のゲノム解析プロトコールを用いて生成したシークエンスデータで あることを求めます。

そのため、研究開発計画においてヒトの全ゲノムシークエンス解析(注1)を実施するにあたっては、 その解析に用いるプロトコール情報の提出を必須とします(注2)。

ヒト全ゲノムシークエンス解析のプロトコールについては、特に下記の項目について明記すること が求められます。

- ・ライブラリー作成(キット名、断片長等)
- ・シークエンス反応(キット名、リード長等)
- ・解析装置の機種名(機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入)
- ・クオリティーコントロール (QC) の方法
- ・リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

さらに、AMED 研究開発で行うヒトの全ゲノムシークエンス解析は、外部機関等に解析を業務委託 するか否かにかかわらず、当該ゲノムシークエンス解析に用いる検体、当該ゲノムシークエンス解析結 果(FASTQ 生配列データ及び VCF データを取得するまでの過程で生成されるデータを含む)のいずれについても、以下の場合を除き、国外に持ち出すことはできません(注 2)。

- ・ヒトの全ゲノムシークエンス解析結果やその考察から得られた知見の学術誌への論文発表、学 会発表等
- ・国際共同研究や企業の利活用等、正当な理由があるものとして個別に研究者が AMED に協議し、 AMED が関係省庁と協議の上で例外として認める場合

なお、「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」及び「委託研究契約書」^{*}に基づき、データマネジメントプランを見直し又は改訂する場合には、AMED の承認を受けることが必要です。

% https://www.amed.go.jp/content/000079403.pdf

(注1)全ゲノムシークエンス解析

- ・ここでは、次世代シークエンサーを利用した全ゲノムシークエンス解析及び全エクソーム解析を指します。 なお、次世代シークエンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム 解析や、アレイ解析、サンガー法によるシークエンス解析は含みません。
- ・生体試料から VCF データを得るまでのプロセスを指します。

(注2)

厚生労働省の新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ(REBIND)におけるヒトの全ゲノムシークエンス解析の取扱いについては、事業方針に従います。

【参考】ゲノム医療実現のための データシェアリングポリシーについて https://www.amed.go.jp/koubo/datasharing.html

第3章 公募研究開発課題

公募の対象となる研究開発課題は以下のとおりです。本事業全体の概要等については第1章を、公募・選 考の実施方法については第4章を、それぞれ参照してください。

3.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等について

		研究開発費の規模	研究開発実施	女+日+位+口=田昭
#	公募研究開発課題	7,15 0,1132 05 0 17,50,50	1717 01/137 07 (132	新規採択課題
		(間接経費を含まず)	予定期間	予定数
医薬品	品研究開発プロセスの最適化に資する創	薬基盤技術開発の研究		
	新規モダリティ創出に資する先進的	1課題当たり年間	最長3年	
1	創薬デザイン技術開発の研究	1 課題当たり年間 20,000 千円 (上限)	令和 5 年度~	0~2 課題程度
	【一般枠】	20,000 十円(上限)	令和7年度	
	新規モダリティ創出に資する挑戦的	1課題当たり年間 10,000 千円(上限)	最長3年	
2	創薬デザイン技術開発の研究		令和 5 年度~	0~3課題程度
	【若手育成枠】		令和7年度	
	低分子医薬品創出に資する先進的創	1課題当たり年間	最長3年	
3	薬デザイン技術開発の研究	1 課題当たり年间 20,000 千円 (上限)	令和 5 年度~	0~2課題程度
	【一般枠】	20,000 十円(工成)	令和7年度	
	低分子医薬品創出に資する挑戦的創	1課題当たり年間 10,000 千円(上限)	最長3年	
4	薬デザイン技術開発の研究		令和 5 年度~	0~3課題程度
	【若手育成枠】		令和7年度	
	臨床エビデンスに基づいた先進的創	*ットの創出研究 1課題当たり年間 20.000 千円 (上限)	最長3年	
5	薬ターゲットの創出研究		令和 5 年度~	0~3課題程度
	【一般枠】		令和7年度	
	臨床エビデンスに基づいた挑戦的創	1 理野坐たり年間	最長3年	
6	薬ターゲットの創出研究	1課題当たり年間 10,000 千円(上限)	令和 5 年度~	0~2課題程度
	【若手育成枠】		令和7年度	
	創薬研究の進展に資する革新的技術	1課題当たり年間	最長3年	
7	の挑戦的な創出研究	13,000 千円 (上限)	令和 5 年度~	0~3課題程度
	【若手育成枠】		令和7年度	
DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究				
	DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究	1課題当たり年間	最長2年	
1			令和5年度~	0~5課題程度
		20,000 千円(上限)	令和6年度	

- (注1) 研究開発費の規模等はおおよその目安となります。
- (注2) 研究開発費の規模及び新規採択課題予定数等は、公募開始後の予算成立の状況等により変動することがあります。大きな変動があった場合には、全部又は一部の公募研究開発課題について提案書類の受付や課題の採択を取りやめる可能性があります。
- (注3) 複数の公募研究開発課題への応募は認められますが、研究費の不合理な重複及び過度の集中(詳細は第5章を参照してください。)に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ず記載してください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかにAMED の本事業担当課に報告してください。
- (注 4) 【若手育成枠】(若手研究者が研究開発代表者となる課題) は、研究開発代表者が以下の条件を満たす者であることとします。

令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象です。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができます。

(注5) 採択課題数は、応募の数、また内容に応じて、予定数から増減することもあります。

●留意事項

- 1) 最終目標までのロードマップが明確な研究であることが求められます。
- 2) 目標を明確にするため、当該研究により期待される科学的成果及び当該成果によりもたらされる学術的・社会的・経済的メリットを研究開発提案書へ具体的に記載してください。
- 3) 研究開発提案書の作成にあたり、以下の点も留意してください。
 - ・事業趣旨及び公募課題の目的を理解し、研究の目的、特色・独創性、成果達成の可能性、期待される成果 等を含む研究概要を具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ・研究開発代表者が提案に至った独自の着想や独創性について、従来の研究動向では解決し得なかった課題点と対比し、記載すること。
 - ・研究全体の目標を達成するためのロードマップを作成し、研究 (開発) 項目ごとの達成しようとする研究 目標の節目となる到達点・達成事項及び研究 (開発) 項目間の関連性を簡潔に記載すること。
 - ・研究終了後の将来構想について、想定する波及効果やインパクト等を記載すること。
 - ・体制図として、研究開発代表者、研究開発分担者、協力企業、主な外部委託先等について、役割と相互連 携関係を明示すること。

3.2 医薬品研究開発プロセスの最適化に資する創薬基盤技術開発の研究 公募研究開発課題の概要について

本公募では、医薬品の研究開発プロセスを迅速化・効率化・最適化できる創薬基盤技術を生み出す研究開発課題を募集します。医薬品の有効性および安全性や体内動態を含めた臨床外挿性を早期段階から担保するとともに、効率的に創薬プロセスを運用・推進するため、先進的・挑戦的な創薬デザイン技術や創薬ターゲットの同定および有用性の高い挑戦的な創薬技術の創出を目指します。本公募で創出される創薬基盤技術が革新的新薬の研究開発に実装されることで、対象患者層への医療提供のスピードアップ、疾患領域にとらわれない展開性、研究開発コスト・リソースの低減策や高額医療の代替策等につながり、国民の保健医療体制の向上や医療経済的な問題の是正等に貢献することを期待します。

このような先進的・挑戦的な技術を確立する研究では、過去の知見や経験の延伸に留まらない斬新な発想やアプローチ法、さらには、伝統的な生命科学に加え、多様な最新の学術的知識や先端的な技術研究の利活用が求められることから、意欲的な学部間・学会間の越境や、異分野融合に基づく学際的な研究課題の提案を強く推奨します。

なお、本公募では、すべての疾患領域でのあらゆる形態のモダリティを対象とします。ただし、本事業が医薬品プロジェクト*のもとに推進する趣旨から、モダリティとしては、医療機器、再生医療、細胞医療、遺伝子治療に係る医薬品開発を主目的とした提案は対象外とします。また、疾患領域としては、重点感染症を対象外とします。

** https://www.amed.go.jp/aboutus/mokuteki.html https://www.amed.go.jp/program/list/index01.html

3.2.1 新規モダリティ創出に資する先進的創薬デザイン技術開発の研究

(1) 背景

分子標的薬である抗体医薬品等のバイオ医薬品は 2000 年以降目覚ましい発展を遂げ、2016 年に世界市場での医薬品売上高上位を占めるまでに成長し、2020 年には世界の医療用医薬品売上の上位 10 品目の半数をバイオ医薬品が占めており、今後もその普及が見込まれます。一方で、既存の高額な抗体医薬品等に置き換わる作用をもつ低分子~中分子医薬品等の研究開発が期待され、さらには、主要な抗体医薬品の特許切れを迎えて、バイオシミラーの開発と急速な普及も期待をされています。これらの点から医薬品開発の効率化によるコスト低減や安全性予測の向上を目的として、バイオ医薬品(バイオシミラーを含む)のデザインや低~中分子医薬品等に関する新たな基盤技術の開発が重要となってきています。

(2)目的

本公募課題では、近年開発が加速している核酸・ペプチドなどの中分子や、次世代型抗体医薬品などの高分子を含む新規モダリティ医薬品について、臨床外挿性の高い医薬品の開発候補やそのプロトタイプを加速的に創製するための基盤技術の創出、さらには、先例のない医薬品形態を発案および創製するための基盤技術の創出を目指します。

例えば、核酸医薬に関しては、配列設計の知見やノウハウが蓄積されている従来型アンチセンスやノックダウン型の発現抑制剤にとどまらず、スプライシング異常などの先行品が少ない病因標的へ作用する核酸医薬や、遺伝子発現促進剤等を対象とした、配列や構造の合理的で効率的なデザイン技法等が想定されます。先例のない医薬品形態としては、抗体薬物複合体を先行例とする、既存の2種以上の異なるモダリティを組み合わせたハイブリッド医薬品の構築法等が想定されます。ただしこれらは一例であり、公募対象を限定するものではありません。

(3) 研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間20,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間: 最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~2 課題程度

(4) 応募条件等

1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。

- 2) 合理性・効率性・速度・コスト低減等に優れたモダリティ配列・構造設計や、画期的な医薬品形態の実現等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 3) 新しい視点に基づいた先進的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない 点を明示し、独自の着想や独創的な創薬デザイン技術について、従来技術と対比した上での先進性 や差異化点を示し、提案すること。
- 4) 対象とする疾患や疾患群を限定する必要はありませんが、提案する創薬デザイン技術の特性や有益性を裏付ける方法として、想定する疾患領域での課題と解決策を提示すること。さらに、候補化合物の有用性を評価する生物学的評価方法について、臨床外挿性も踏まえた妥当性も含めて明示すること。
- 5) 研究終了後に新たな研究開発課題提案に展開することも含めて、将来の革新的医薬品の研究開発に実装するための具体的な道筋を明らかにすること。

6) 本公募課題の目的を実現するため、研究開発提案者とは異なる分野の研究開発分担者あるいは研究開発協力者を設けるなど、適切な研究体制を整えること。

3.2.2 新規モダリティ創出に資する挑戦的創薬デザイン技術開発の研究【若手育成枠】

(1) 背景

3.2.1(1)を参照してください。

(2)目的

3.2.1 (2) の目的に加え、本公募課題では、若手研究者が研究開発代表者となって主体的に研究を リードする独立性・自律性が確保される課題を目指します。従来の研究手法にとらわれず、若手研究者 らしい独創的な発想・視点を意欲的に取り入れ、新規性の高い創薬デザイン技術の創出を目標に挑戦す るとともに、研究開発課題の推進を通して、次世代の創薬を担うべき研究者としての統率力やチームビ ルディングカ・成長性の向上を期待しています。

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間10,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~3 課題程度

(4) 応募条件等

- 1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。
- 2) 本公募課題の提案者は、以下の条件を満たす若手研究者とする(他の応募資格は「第2章 応募に 関する諸条件等 2.1 応募資格者」を参照ください)。
 - ・令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。
 - ・令和 5 年 4 月 1 日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
 - ・当該事業の研究グループ等に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。

なお、研究開発代表者以外の研究開発分担者・参加者が若手研究者である必要はありませんが、本課題は若手育成枠であることを理解し研究開発代表者が主体性を確保できるよう、研究開発代表者所属機関の協力・支援体制を整えること。

- 3) 合理性・効率性・速度・コスト低減等に優れたモダリティ配列・構造設計や、画期的な医薬品形態の実現等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 4) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない点を明示し、若手研究者らしい独自の着想や独創的な創薬デザイン技術について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。
- 5) 対象とする疾患や疾患群を限定する必要はありませんが、提案する創薬デザイン技術の特性や有益性を裏付ける方法として、想定する疾患領域での課題と解決策を提示するとともに、候補化合物の有用性を評価する生物学的評価方法についても含め明示すること。ただし、若手研究者も臨床外挿性を意識した評価方法を明示することが望まれますが、応募時点で解決方法を明確化することは一定の難しさがあります。そこで、応募時には、独創性や斬新性を有する創薬デザイン技術の有用性を明確化する構想や研究プロセスなど、道筋を明らかにすること。

6) 異分野融合による研究開発を推奨しますが、共同研究の構想が明確であれば、共同研究機関が応募時に未確定であっても差し支えありません。

3.2.3 低分子医薬品創出に資する先進的創薬デザイン技術開発の研究

(1) 背景

医薬品の開発や製造コスト低減が求められる中、新たな創薬技術として、既存の抗体医薬品等に置き 換わる作用をもつ低分子医薬品等の研究開発が求められています。それら低分子医薬品等の研究開発 においては、急速な進歩を遂げている生物学的・計算科学的データ解析手法を基にした革新的なスクリ ーニング技術と分子設計技術の開発が必要と考えられます。

世界的な医薬品市場において、抗体医薬品等のバイオ医薬品は、有効性等の優位性が非常に高いことから、主導的なブロックバスターとして位置づけられ、開発品目数が増大する成長領域となっています。その一方で、低分子医薬品に比べて、バイオ医薬品創薬では微生物や細胞等を用いる高度・複雑な製造技術の実装を必要とし、製造設備等への膨大な初期投資も必要となり、バイオ医薬品の生産費用が高額となることから、薬剤費用の高騰が避けられず、患者の経済的負担の増加や社会保障費の増大を導く問題点が指摘されています。

(2)目的

本公募課題では、国内のメディシナルケミストの蓄積された経験や知識および低分子医薬品の生産 設備等を有効かつ最大限に利活用し、伝統的な低分子創薬が抱える限界を突破して、バイオ医薬品と等 価と見なせるような新世代の低分子医薬品における製造コストを抑えて創製するための基盤技術等の 創出を目指します。成果に基づき期待される効果として、バイオ医薬品に関わる課題の解消や、臨床外 挿性の高い革新的な低分子医薬品創出の実現が挙げられます。

例えば、抗体医薬品のエピトープ構造に基づく有効性の高い低分子への変換手法や、新規の機能あるいは前例のない特性等を付加した有望な有機分子の設計等が想定されます。ただしこれらは一例であり、公募対象を限定するものではありません。

(3) 研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間20,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~2課題程度

(4) 応募条件等

1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。

- 2) 低分子医薬品の創薬力や生産設備を有効に利活用できる、バイオ医薬品を置き換える低分子医薬品 を実現できる等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 3) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない点を明示し、独自の着想や独創的な創薬デザイン技術について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。
- 4) 対象とする疾患や疾患群を限定する必要はありませんが、提案する創薬デザイン技術の特性や有益性を裏付ける方法として、想定する疾患領域での課題と解決策を提示すること。さらに、候補化合物の有用性を評価する生物学的評価方法について、臨床外挿性も踏まえた妥当性も含めて明示すること。

- 5) 研究終了後に新たな研究開発課題提案に展開することも含めて、将来の革新的医薬品の研究開発に実装するための具体的な道筋を明らかにすること。
- 6) 本公募課題の目的を実現するため、研究開発提案者とは異なる分野の研究開発分担者あるいは研究開発協力者を設けるなど、適切な研究体制を整えること。

3.2.4 低分子医薬品創出に資する挑戦的創薬デザイン技術開発の研究【若手育成枠】

(1) 背景

3.2.3(1)を参照してください。

(2)目的

3.2.3 (2) の目的に加え、本公募課題では、若手研究者が研究開発代表者となって主体的に研究を リードする独立性・自律性が確保される課題を目指します。従来の研究手法にとらわれず、若手研究者 らしい独創的な発想・視点を意欲的に取り入れ、低分子医薬品創出に資する新規性の高い創薬デザイン 技術の創出を目標に挑戦するとともに、研究開発課題の推進を通して、次世代の創薬を担うべき研究者 としての統率力やチームビルディングカ・成長性の向上を期待しています。

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間10,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~3 課題程度

(4) 応募条件等

- 1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。
- 2) 本公募課題の提案者は、以下の条件を満たす若手研究者とする(他の応募資格は「第 2 章 応募に 関する諸条件等 2.1 応募資格者」を参照ください)。
 - ・令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。
 - ・令和 5 年 4 月 1 日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
 - ・当該事業の研究グループ等に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。

なお、研究開発代表者以外の研究開発分担者・参加者が若手研究者である必要はありませんが、本課題は若手育成枠であることを理解し研究開発代表者が主体性を確保できるよう、研究開発代表者所属機関の協力・支援体制を整えること。

- 3) 低分子医薬品の創薬力や生産設備を有効に利活用できる、バイオ医薬品を置き換える低分子医薬品を実現できる等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 4) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない点を明示し、若手研究者らしい独自の着想や独創的な創薬デザイン技術について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。
- 5) 対象とする疾患や疾患群を限定する必要はありませんが、提案する創薬デザイン技術の特性や有益性を裏付ける方法として、想定する疾患領域での課題と解決策を提示するとともに、候補化合物の有用性を評価する生物学的評価方法についても含め明示すること。

ただし、若手研究者も臨床外挿性を意識した評価方法を明示することが望まれますが、応募時点で解決方法を明確化することは一定の難しさがあります。そこで、応募時には、独創性や斬新性を有する創薬デザイン技術の有用性を明確化する構想や研究プロセスなど、道筋を明らかにすること。

6) 異分野融合による研究開発を推奨しますが、共同研究の構想が明確であれば、共同研究機関が応募時に未確定であっても差し支えありません。

3.2.5 臨床エビデンスに基づいた先進的創薬ターゲットの創出研究

(1) 背景

医薬品が患者に使用された際に、一定の割合で治療抵抗性獲得例や不応・効果不十分例が認められます。このような患者に対して、「併用薬による既存薬の治療効果の最大化」や「新たな治療選択肢の提供」を目指し、新規の病態発生メカニズム解明(病態生理)とそれに基づく創薬ターゲットの創出が求められています。このような研究においては、臨床試験等で開発履歴がある薬物や既承認医薬品等の多様な医療情報の解析、医薬品使用時の臨床情報に紐づいた患者検体の活用など、臨床でしか得られない情報、さらにはリアルワールドデータ、バイオバンクのオミックス情報や疫学情報等の医療ビッグデータの解析情報(本課題において、「臨床エビデンス」と呼称します。)を活用した研究が有用となってきました。そこで、創薬ターゲットの枯渇が指摘される中、日本の創薬基盤の強化のため、実践を通じた新規性の高い臨床エビデンス活用アプローチの確立が期待されます。例えば、この研究領域では、各臓器が担う生体機能を相互依存的なネットワークとして捉え、その波状が疾患の発現に結びつく考えが注目されるとともに、情報科学技術など様々な異分野技術を組み入れた作用解析研究も進んでいます。

(2)目的

本公募課題では、研究者独自の新規性の高いアプローチにより臨床エビデンスを活用した創薬ターゲット探索を実施し、先進的な創薬ターゲットの創出を目指します。また、ターゲットバリデーションを中心とした研究を実施し、臨床応用可能な創薬ターゲットであることを確認するとともに、他の創薬ターゲットとの差異化を行うことを目指します。

成果に基づき期待される効果として、医薬品の開発過程の迅速化・効率化、臨床予測性向上に資する 革新的医薬品開発の基盤構築および有効性・有用性の高い治療法開発が挙げられます。

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間20,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~3 課題程度

(4) 応募条件等

1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。

- 2) 医薬品の治験データ、患者検体から得られた医療情報、リアルワールドデータ、バイオバンクのオミックス情報や疫学情報等の医療ビッグデータを含む臨床エビデンスの活用・解析プロセスで、また創薬ターゲットの探索・同定・バリデーション・既存標的との差異化のプロセスにおいて、新規のアプローチを選択している、あるいは類例のない工夫を凝らしている等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 3) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、独自の着想や独創的な研究手法について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。

- 4) 既知の薬効メカニズムに係る研究や新たに臨床試験を開始するものではないこと。また、単なるドラッグリポジショニングに係る研究でないこと。
- 5) 見いだされた創薬ターゲットの病態発生メカニズムにおける意味付けを明確に出来る生物学的評価方法について、臨床外挿性も踏まえた妥当性も含めて明示すること。
- 6) 本公募課題の目的を実現するため、研究開発提案者とは異なる分野の研究開発分担者あるいは研究開発協力者を設けるなど、適切な研究体制を整えること。
- 7) 研究開発提案者は国内のアカデミアに在籍する者に限り、製薬企業単独での応募は不可とします。
- 8) 製薬企業が参画していることが望ましく、少なくとも、ニーズに応じて製薬企業が適切に参画できる研究スキームを構築すること。
- 9) 製薬企業から情報や原薬提供等を受ける場合は、協力が得られる旨の確約書を研究開発提案書とともに提出すること。製薬企業から原薬等の提供のある場合、委託研究開発契約締結後、遅滞なく研究開始できない場合、採択の中止や研究費の減額などの可能性があること。

3.2.6 臨床エビデンスに基づいた挑戦的創薬ターゲットの創出研究【若手育成枠】

(1) 背景

3.2.5(1)を参照してください。

(2)目的

3.2.3 (2)の目的に加え、本公募課題では、若手研究者が研究開発代表者となって主体的に研究を リードする独立性・自律性が確保される課題を目指します。従来の研究手法にとらわれず、若手研究者 らしい独創的な発想・視点を意欲的に取り入れ、新たな創薬ターゲット創出に向けて挑戦するととも に、研究開発課題の推進を通して、次世代の創薬を担うべき研究者としての統率力やチームビルディン グカ・成長性の向上を期待しています。

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間10,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間: 最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~2 課題程度

(4) 応募条件等

- 1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。
- 2) 本公募課題の提案者は、以下の条件を満たす若手研究者とする(他の応募資格は「第 2 章 応募に 関する諸条件等 2.1 応募資格者」を参照ください)。
 - ・令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。
 - ・令和 5 年 4 月 1 日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
 - ・当該事業の研究グループ等に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。

なお、研究開発代表者以外の研究開発分担者・参加者が若手研究者である必要はありませんが、本課題は若手育成枠であることを理解し研究開発代表者が主体性を確保できるよう、研究開発代表者所属機関の協力・支援体制を整えること。

- 3) 医薬品の治験データ、患者検体から得られた医療情報、リアルワールドデータ、バイオバンクのオミックス情報や疫学情報等の医療ビッグデータを含む臨床エビデンスの活用・解析プロセスで、また創薬ターゲットの探索・同定・バリデーション・既存標的との差異化のプロセスにおいて、新規のアプローチを選択している、あるいは類例のない工夫を凝らしている等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 4) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない点を明示し、若手研究者らしい独自の着想や独創的な手法について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。
- 5) 既知の薬効メカニズムに係る研究や新たに臨床試験を開始するものではないこと。また、単なるドラッグリポジショニングに係る研究でないこと。
- 6) 見いだされた創薬ターゲットの病態発生メカニズムにおける意味付けを明確に出来る生物学的評価方法について臨床外挿性も踏まえた妥当性も含めて明示すること。ただし、若手研究者も臨床外挿性を意識した評価方法を明示することが望まれますが、応募時点で解決方法を明確化することは一定の難しさがあります。そこで、応募時には、独創性や斬新性を有する創薬デザイン技術の有用性を明確化する構想や研究プロセスなど、道筋を明らかにすること。
- 7) 異分野融合による研究開発を推奨しますが、共同研究の構想が明確であれば、共同研究機関が応募時に未確定であっても差し支えありません。

3.2.7 創薬研究の進展に資する革新的技術の挑戦的な創出研究【若手育成枠】

(1) 背景

創薬研究においては、これまでの低分子創薬から抗体、中分子等の様々なモダリティ創出において、 ゲノム解析やアンチセンス技術などを主材とした創薬アプローチや、また AI、機械学習や Quantitative Systems Pharmacology (QSP) などの新たな手技を取り入れたアプローチ、その混合タイプなど、 技術の進展と融合が進んでいます。いずれの創薬アプローチにおいても、生命現象や疾病発症・進展を 理解の上で、新規創薬標的の探索・同定・検証、そして適切なモダリティの選択が行われます。これか らの創薬プロセス、医薬品候補物質の設計・生産や評価・測定等には、革新的技術の導入は欠かせない とされ、今後の創薬研究の進展に資する挑戦的な技術開発型研究が重要と考えられています。

(2)目的

本公募課題では、若手研究者らしい独創的な発想・視点に基づき、先端技術や異領域分野技術を取り入れ、融合させ、従来の考えに捕われない新たな技術駆動型創薬の推進や、日本発の画期的な創薬イノベーションに資する基盤技術の開発を目指します。そのため、これまでの研究領域に留まらず他の分野・領域との融合や学際的チームによるアプローチを支援します。

例えば、創薬標的を同定するための新機軸となる技術、既存品を凌駕する医薬品シーズを迅速に創製・改変・最適化する技術、医薬品の機能発現を高度に評価する技術、現存の評価法よりも優れた病態や薬効の計測技術、医薬品として前例のない素材の活用技術等々、従来の創薬手法に捕らわれない挑戦的な創薬基盤技術の創出を想定されます。ただしこれは一例であり、公募対象を限定するものではありません。

なお、本公募課題では、若手研究者が研究開発代表者となって主体的に研究をリードする独立性・自 律性が確保される課題を対象とします。従来の研究手法にとらわれず、若手研究者らしい独創的な発 想・視点を意欲的に取り入れ、新たな創薬基盤技術開発に向け挑戦するとともに、研究開発課題の推進 を通して、次世代の創薬を担うべき研究者としての統率力やチームビルディングカ・成長性の向上を期待しています。

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間10,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長3年 (令和5年度~令和7年度)

3) 新規採択課題数:0~3 課題程度

(4) 応募条件等

1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。

- 2) 本公募課題の提案者は、以下の条件を満たす若手研究者とする(他の応募資格は「第 2 章 応募に 関する諸条件等 2.1 応募資格者」を参照ください)。
 - ・令和5年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者(昭和58年4月2日以降に生まれた者)、女性の場合は満43歳未満の者(昭和55年4月2日以降に生まれた者)、又は博士号取得後10年未満の者が対象。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。
 - ・令和 5 年 4 月 1 日時点において、博士等の学位を有する者又はこれと同程度の研究能力があると認められる者。ただし、医師(日本の医師免許取得者)については、博士の学位の有無に関わらず医学部卒業後 2 年以上を経過した者。
 - ・当該事業の研究グループ等に参加している期間中、他の職を主たる職としない者。

なお、研究開発代表者以外の研究開発分担者・参加者が若手研究者である必要はありませんが、本課題は若手育成枠であることを理解し研究開発代表者が主体性を確保できるよう、研究開発代表者所属機関の協力・支援体制を整えること。

- 3) 従来の考えを踏襲しない技術駆動型創薬研究や日本発のイノベーションに資する基盤技術の開発等、本公募課題での提案としての特徴付けが明確であること。
- 4) 新しい視点に基づいた挑戦的な研究開発課題の提案を求めますので、従来・先行技術が十分でない点を明示し、若手研究者らしい独自の着想や独創的な手法について、従来技術と対比した上での先進性や差異化点を示し、提案すること。また、技術の将来構想や創薬開発に与えるインパクトについても可能な範囲で示すこと。
- 5) 提案する技術内容は創薬研究に資する内容であること。研究期間内に技術の優位性を確認し、高度化・汎用化への検討蓄積を行うこと。また、そのための道筋を明らかにすること。
- 6) 異分野融合による研究開発を推奨しますが、共同研究の構想が明確であれば、共同研究機関が応募 時に未確定であっても差し支えありません。

3.3 DDS評価研究を活用したシーズ開発の研究 研究開発課題の概要について

3.3.1 DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究

(1) 背景

近年、脂質ナノ粒子(LNP)を用いた核酸医薬品が承認され、mRNA ワクチンの実用化が現実のものとなりました。その際、DDS(Drug Delivery System)技術を活用することで、これまで課題となっていた生体内で不安定な核酸医薬を細胞に送達し、高い効果を発揮できるようしたことは、mRNA ワクチンの実用化を推進した要素の一つです。このように、様々なモダリティに DDS 技術を組み合わせることで、有用性をさらに高めることが期待されています。さらに、ペプチド(中分子)薬、抗体医

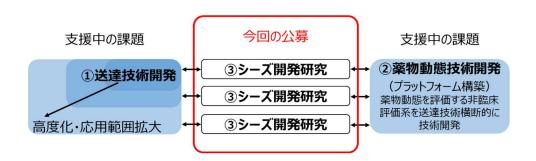
薬を含む蛋白質医薬、核酸医薬など、多様なモダリティ創出研究が加速するとともに、有望なシーズの 医薬品開発に向けた DDS 技術活用も進んできています。また、有望なモダリティを医薬品開発に進め るためには、標的部位(臓器、組織、細胞等)へ効率的に送達させて有効性向上を図るだけでなく、高 い安全性の確保や医療ニーズを反映した適切な投与経路設計も期待されています。

そこで、本事業では、有望なシーズの革新的医薬品開発に向けて、薬物動態上の課題をオンデマンドに対応するため、令和 3 年度に、①送達技術開発と②薬物動態評価技術開発に係る研究開発課題を公募し、アカデミア創薬への DDS 技術活用の中核とすべく DDS 評価研究体制(次頁を参照)を構築してきました。この DDS 評価研究体制を活用したシーズ研究開発の取り組み事例として、第 32 回健康・医療戦略推進専門調査会(令和 4 年 6 月 14 日開催)の配付資料: 資料 3*の8 頁に記載されています。

* https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/tyousakai/dai32/siryou3.pdf

DDS評価研究体制の研究開発課題については以下の通りです。その技術概要は、別添資料「送達技術/薬物動態評価技術の概要紹介」及び公募情報サイト※での紹介動画にて確認できます。

* https://www.amed.go.jp/koubo/11/01/1101B_00038.html



DDS 評価研究体制の研究開発課題一覧

①送達技術開発に関わる研究開発課題

研究開発課題名	研究開発代表者名	
脂質系キャリアを用いた薬物送達技術		
電荷反転型 LNP 製剤の精密設計と核酸・ペプチド医薬品開発への	浅井 知浩	
応用	(静岡県立大学)	
サブセットレベルで細胞標的化を可能とする脂質ナノ粒子技術の	中村 孝司	
開発	(北海道大学)	
高分子ミセルを用いた薬物送達技術		
高分子ミセルによる核酸・ペプチド・タンパク質医薬品の送達技	西山 伸宏	
術に関する研究	(東京工業大学)	
注射以外の投与経路を想定した吸収促進技術		
イオン液体を用いた中分子医薬品(ペプチド・核酸)の非侵襲的	石田 竜弘	
経皮・経腸吸収促進技術の確立に関する研究	(徳島大学)	
注射に作っては 伊藤州 海州 作名 中間 間 光き 井谷 に 間 オフロカ	後藤 雅宏	
注射に代わる非侵襲性次世代経皮吸収送達技術に関する研究	(九州大学)	
革新的な薬物送達技術		
ヒアルロン酸ナノゲルによるポリペプチドの可溶化・生体内輸送	勝又 徹	
機能解析とワクチンへの応用	(旭化成株式会社)	

②薬物動態評価技術開発に関わる研究開発課題

研究開発課題名	研究開発代表者名		
PET イメージング技術を用いた薬物動態評価技術			
新規医薬品モダリティおよび送達技術開発の迅速化を可能にする	佐々木 崇了		
PET イメージング/薬物動態解析プラットフォームの構築	(岡山大学)		
新しい医薬品モダリティ・ワクチンや感染症治療薬の動態評価の	向井 英史		
ための PET イメージング技術の高度化に関する研究	(長崎大学)		
マススペクトロメトリー技術を用いた薬物動態評価技術			
超高感度 CE-MS 技術に基づくミクロスケール薬物動態評価プラ	川井 隆之		
ットフォーム	(九州大学)		
イメージング質量分析による動態評価技術の新規モダリティ薬剤	瀬藤 光利		
への適応展開	(浜松医科大学)		
 蛍光イメージング技術を用いた薬物動態評価技術			
高輝度蛍光標識プローブを用いた二次元から三次元への薬物動態	濱田 哲暢		
解析による創薬技術支援の基盤構築	(国立がん研究センター)		
モダリティ別蛍光プローブ・イメージング法とがんモデルの選択	安永 正浩		
及び最適化による薬物動態評価法の開発	(国立がん研究センター)		
革新的な薬物動態評価技術			
高分解能X線計測と高感度蛍光計測を併用した薬物動態と薬効の	権田 幸祐		
評価技術開発	(東北大学)		

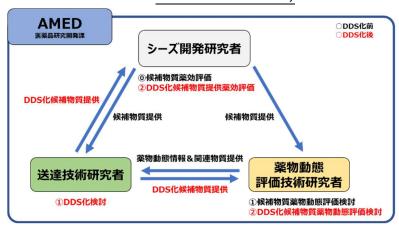
(敬称略)

(2)目的

本公募課題では、医薬品開発を目指す有望なシーズを募り、DDS評価研究体制研究開発課題一覧表に示す①送達技術開発に係る研究開発課題の研究開発研究者並びに②薬物動態評価技術開発に係る研究開発課題の研究開発研究者と研究連携体制(参考例を参照)を構築し、薬物動態に関わる医薬品開発上の課題を解決し、日本発の革新的医薬品の実用化に向けたシーズ研究開発を目指します。

なお、DDS 評価研究を活用したシーズ開発を最適化するため、必要に応じて DDS 評価研究チームと意見交換を行うことがあります。さらに、AMED-FLuX*の企業有識者や製薬協関係者等と将来の医薬品シーズ導出に向けた意見交換を通して支援を行うとともに、ガイドライン策定等のレギュラトリーサイエンス研究にも活かされるよう連携を推進することを予定しています。

% https://www.amed.go.jp/content/000079928.pdf



研究連携体制(参考例)

(3)研究費の規模等

1) 研究費の規模:1 課題あたり年間20,000千円(上限)(間接経費を含まず)

2) 研究実施期間:最長2年 (令和5年度~令和6年度)

3) 新規採択課題数:0~5 課題程度

(4) 応募条件等

1) 事業趣旨及び公募課題の目的と合致すること。

2) 応募時に、連携を希望する送達技術開発/薬物動態技術開発の研究開発課題を1つ以上明記(複数可) すること。なお、活用可能な研究開発課題については、別添資料「送達技術/薬物動態評価技術の概要紹介」及び公募情報サイト[※]の紹介動画において技術概要を確認し、連携について検討ください。

* https://www.amed.go.jp/koubo/11/01/1101B_00038.html

ただし、採択決定後に、連携対応について、評価結果及び送達技術開発/薬物動態技術開発の研究開発側の対応可能性も踏まえ、他の DDS 評価研究課題との連携可能性を調整し、AMED から課題提案代表者に追加連携の提案を行うことがあります。

- 3) 本研究開発課題は、シーズの送達性や薬物動態における課題解決を目指すものであることを留意し、シーズ開発を新たに開始・展開するものではなく、提供するシーズについて、妥当性や最適化を実証した背景データを既に取得し、採択後に連携研究が速やかに着手できること。
- 4) シーズの特性(モダリティ、その特性、対象疾患、標的部位(臓器、組織、細胞等)、有効性に関わる生物学的特性など)を明確に提示すること。さらに、送達技術および薬物動態の DDS 評価研究研究課題との連携に向けて、送達技術上及び薬物動態評価上の課題点や要望が整理され、研究開発期間内に達成を目指す成果目標が明確であること。
- 5) シーズの有用性が評価できる生物学的評価法が提案時に整っており、その妥当性も含めて提示すること。また、本研究開発課題終了時、想定していた送達技術および薬物動態における問題点・課題が DDS 評価研究により解決したことを、生物学的評価法を用いて検証し、非臨床 POC の獲得を目指す計画であること。
- 6) 連携にあたっては、送達技術開発及び薬物動態評価技術開発の研究者側に必要なシーズ (候補物質) を提供できること。

第4章 スケジュール・審査方法等

4.1 公募期間・選考スケジュール

本事業における提案書類の受付期間・選考スケジュールは、公募開始時点で以下のとおり予定しています。

提案書類の受付期間・選考スケジュール	頁の受付期間・選考スケジュール(なお、注1~注11に留意してください。)	
提案書類受付期間	令和4年11月7日(月) ~ 令和4年12月12日(月) 正午(厳守)	
書面審査	令和4年12月中旬 ~ 令和5年1月下旬(予定)	
ヒアリング審査	令和5年2月6日(月)、2月7日(火)(予定)	
採択可否の通知	令和5年3月上旬(予定)	
研究開発開始(契約締結等)日	令和5年4月上旬(予定)	

- (注1) 全ての提案書類について、期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。
- (注2) 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。
- (注3) 提案書類受付期間終了後、研究開発代表者に対して、AMED が電子メールや電話等事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください(回答が得られない場合は当該提案が審査対象から除外されることがあります)。
- (注4) ヒアリング審査は Web 等による実施の場合があります。
- (注5) ヒアリング審査を実施する対象課題の研究開発代表者に対しては、原則としてヒアリング審査の1週間前までに電子メールにて御連絡します(ヒアリング審査の対象外の場合や、ヒアリング審査自体が実施されない場合には連絡しませんので、採択可否の通知までお待ちください)。ヒアリング審査の実施や日程に関する情報更新がある場合は、第5章に記載のAMEDウェブサイトの公募情報に掲載しますので、併せて御参照ください。ヒアリング審査の対象か否かに関する個別回答はしかねます。
- (注6)研究開発代表者に対して、書面審査の過程で生じた照会事項を電子メールで送付する場合があります。当該照会事項に対する回答は、照会時に AMED が指定する期日までに AMED が指定する方法で速やかに回答してください。
- (注7) ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。
- (注8) ヒアリング審査終了後、必要に応じて、研究開発代表者に対して事務的な確認を行う場合があります。当該確認に対しては、AMED が指定する方法で速やかに回答してください。
- (注9) 感染症の流行や災害等による社会的混乱等の不測の事態のため、ヒアリング審査の方法を変更したり、中止にする場合があります。また、ヒアリング審査が中止の場合は、書面審査期間を延長する場合があります。
- (注10) 採択候補となった課題の研究開発代表者に対しては、審査結果等を踏まえた目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、研究開発費合計額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。
- (注11) 「研究開発開始(契約締結等)予定日」は、提案時に研究開始時期を見据えた最適な研究開発計画を立てていただくこと、また、採択決定後、契約締結等までの間で、あらかじめ可能な準備を実施していただき、契約締結後、速やかに研究を開始いただくこと、などを考慮して明示するものであり、公募要領の他の記載の取扱いと同じく、契約締結等をお約束するものではありません。この「予定日」に契約を締結等するためには、研究開発計画(研究開発費や研究開発体制を含む。)の作成や調整について、研究機関等

の皆様の御尽力をいただくことが必要となります。AMED においても、PS、PO 等との調整等を速やかに 実施し、早期の契約締結等に努めます。

4.2 提案書類の審査方法

4.2.1 審査方法

本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMED の「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から AMED 理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価(審査)を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMED はこれをもとに採択課題を決定します。

- (A) 審査は、AMED に設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- (B) 課題評価委員会は、提出された提案書類の内容について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、審議により評価を行います。なお、審査の過程で研究開発代表者に資料等の追加提出を求める場合があります。
- (C) 「DDS 評価研究を活用したシーズ開発の研究」の課題評価に際しては、『(様式 2) 研究開発提案書(開示パート)』の内容に基づいて、送達技術及び薬物動態評価技術からなる DDS 評価研究が適用可能かについて、DDS 評価研究を実施する研究開発課題の研究開発代表者に意見を求めます。
- (D) 採択に当たっては、審査結果等を踏まえ、研究開発代表者に対して、目標や実施計画、実施体制等の修正を求めることや、経費の額の変更を伴う採択条件を付すことがあります。これらの場合においては、計画等の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。なお、採択された場合、ここで修正された目標等がその後の中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなります。採択課題の管理と評価については第9章を参照してください。
- (E) 審査終了後、AMED は研究開発代表者に対して、採択可否等について通知します。なお、選考の途中経過についての問合せには一切応じられません。
- (F) 課題評価委員には、その職務に関して知り得た秘密について、その職を退いた後も含め漏洩や盗用等を禁じることを趣旨とする秘密保持遵守義務が課せられます。
- (G) 採択課題の研究開発課題名や研究開発代表者氏名等は、後日、AMED ウェブサイトへの掲載等により公開します。また、課題評価委員の氏名については、原則として、毎年度1回、AMED 全体を一括して公表します。(ウェブサイトへの掲載等の詳細は、第6章も参照してください。)
- (H) 公正で透明な評価を行う観点から、AMED の「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの 取扱いに関する細則」に基づき、課題評価委員の利益相反マネジメントを行います。課題評価委員 が以下に該当する場合は、利益相反マネジメントの対象として AMED に対し申告を求め、原則と して当該課題の評価に携わらないものとします。なお、評価の科学的妥当性を確保する上で特に必 要があり、評価の公正かつ適正な判断が損なわれないと委員長が認めた場合には、課題の評価に参 加することがあります。
 - ① 被評価者が家族であるとき
 - ② 被評価者が大学、国立研究開発法人、国立試験研究機関等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属している者であるとき
 - ③ 被評価者が課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
 - ④ 被評価者が博士論文の指導を行い、又は受ける等緊密な師弟関係にある者であるとき

- ⑤ 被評価者から当該委員が、課題評価委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥ 被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦ その他深刻な利益相反があると認められるとき
- (I) 応募しようとする者、応募した者は、AMED 役職員、PD、PS、PO、課題評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行わないでください。
- (J) 研究管理の適切性を確認する観点から、医薬品^{*1}、再生医療等^{*2}及び医療機器^{*3}について研究 開発にかかるマネジメントに関する資料の提出を求めることがあります。また、必要に応じて、そ の内容の照会をすることがあります。詳細については、以下を参照してください。
 - % 1 https://www.amed.go.jp/koubo/iyakuhin check.html
 - % 2 https://www.amed.go.jp/koubo/saisei_check.html
 - % 3 https://www.amed.go.jp/koubo/medical_device_check.html
- (K) 本事業においては、応募した者が過去に AMED から受けた研究費のうち、今回の提案課題の立案 に活用した研究開発課題の中間評価結果や事後評価結果を踏まえて、提出された提案書類の審査 を行う場合があります。

4.2.2 審査項目と観点

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。分担機関を設定した研究開発課題を提案する場合は、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性と、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

- (A) 事業趣旨等との整合性
 - ・事業趣旨、目標等に合致しているか
- (B) 科学的・技術的な意義及び優位性
 - ・独創性、新規性を有しているか
 - ・社会的ニーズに対応するものであるか
 - ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか
 - ・医療分野の研究開発の進展に資するものであるか
 - ・新技術の創出に資するものであるか

(C) 計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
- ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか
- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
- ※「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」は令和4年3月10日に一部改正されていますので、特に御留意ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00950.html

(D) 実施体制

- ・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
- ・十分な連携体制が構築されているか
- ・申請者等のエフォートは適当であるか

(E) 所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
- (F) 事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目
 - ・創薬の基盤として汎用性(応用性)があるか
 - ・創薬の基盤として継続・発展性があるか

4.3 AMED における課題評価の充実

AMED においては、課題評価委員会を充実し、より適切な課題評価の実施を目指して、専門領域について高度な知見を有する委員の確保、年齢・性別・所属機関等の観点からの委員の多様性への配慮に取り組んでいます。

このため、課題が採択された場合等には、AMED の他事業の課題評価委員等としての御協力をお願いすることがあります。

第5章 提案書等の作成・提出方法

5.1 提案書類の作成

5.1.1 応募に必要な提案書類

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1)研究開発提案書	注:公募課題により異なる*
2	該当する課題のみ 必須	(様式2)研究開発提案書(開示パート)	・「DDS 評価研究を活用した シーズ開発の研究」のみ該当

^{※【}一般枠公募課題用】、【若手育成枠公募課題用】、【DDS活用シーズ開発研究公募課題用】があります。

5.1.2 提案書類様式の入手方法

AMED にて用意している提案書類の様式については AMED ウェブサイトの公募情報からダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/koubo/11/01/1101B_00038.html

5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意

(1) 提案書類の作成

様式への入力に際しては、以下の事項に注意してください。

研究開発提案書は、原則として日本語での作成ですが、要約については、日本語と英語の両方の記載が必須となります。記載漏れなど不備がある場合は、審査対象外となることがあります。

- (A) 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- (B) 入力する文字のサイズは、原則として 10.5 ポイントを用いてください。
- (C) 英数字は、原則として半角で入力してください。((例) 郵便番号、電話番号、人数等)
- (D) 提案書類は、下中央にページ番号を付与してください。
- (E) 提案書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように 作成してください。

(2) 法令・倫理指針等の遵守

研究開発計画の策定に当たっては法律、各府省が定める省令・倫理指針等を遵守してください。詳細は第11章を参照してください。

(3) 研究開発課題の提案に対する機関の承認

研究開発代表者が提案書類を提出するに当たっては、代表機関(研究開発代表者が所属し、AMED と直接委託契約を締結する研究機関)の了承を取ってください。また、複数の研究機関が共同で研究を実施する研究提案を提出する場合には、参加する全ての研究機関の了承を得てください。

(4) 提案内容の調整

研究開発課題の採択に当たっては、予算の制約等の理由から、提案された計画の修正を求めることがあります。また、今後、採択された研究開発課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算の制約等により変わる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 対象外となる提案について

以下に示す研究開発課題の提案は本事業の対象外となります。

- (A) 単に既製の設備・備品の購入を目的とする提案
- (B) 他の経費で措置されるのがふさわしい設備・備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により 賄うことを想定している提案

5.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等について

(1) (様式2)研究開発提案書(開示パート)

(様式 2)研究開発提案書(開示パート)は、「DDS評価研究を活用したシーズ開発の研究」の課題評価に際し、送達技術及び薬物動態評価技術からなる DDS評価研究の連携可能性について、本創薬基盤推進研究事業において DDS評価研究を実施する研究開発課題の研究開発代表者に意見を求めるため使用します。そのため、開示可能な情報に基づいて記載し、提出してください。

5.3 提案書類の提出方法

提案書類の提出は、受付期間内に e-Rad にてお願いします。なお、応募期間締め切り直前はアクセス集中のため不具合が発生する場合もあるため、期限に余裕を持って提出してください。期間内に提出が完了していない場合は応募を受理しません。また、提出した提案書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。(具体的な操作については e-Rad の研究者向け操作マニュアルを参照してください。)なお、受付期間終了後は提出いただいた提案書類の差し替え等には応じられません。

- (注1) e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに 00:00~24:00 となりますが、利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがありますので、注意してください。なお、e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにて事前にお知らせがあります。
- (注2) 提案書類のファイルは、PDF 形式でのアップロードをお願いいたします。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能の使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者向け操作マニュアルを参照してください。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。
- (注3) アップロードできる1ファイル当たりの最大容量は15 MB となります。

5.3.1 e-Rad での提出状況の確認

提案書類の受理確認は、e-Rad の「提出済の研究課題の管理」画面から行うことができます。なお、受付期間終了時点で、「配分機関処理中申請中」又は「受理済」となっていない提案書類は無効となります。また、受付期間終了時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、本事業担当課まで連絡してください。なお、応募期間中に、e-Rad のシステムに不具合があった場合には、e-Rad のログイン後の画面「配分機関・システム管理者からのお知らせ」や、AMED ウェブサイトのトップページに、関係情報が掲載される場合がありますので、その内容を確認してください。

申請状況	申請の種類〔ステータス〕の表示
	申請の種類〔ステータス〕が「研究機関処理中申請中」となりま
	す。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。
④ 内草中語後	(研究開発代表者から所属機関に e-Rad で申請した段階では応募
① 応募申請後	は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってくださ
	い。)なお、機関承認の手続が難しい状況が生じた場合は本事業担
	当課に御相談ください。
②研究機関の承認の手続が	申請の種類〔ステータス〕が「 配分機関処理中申請中 」となりま
完了後	す。
③ 配分機関「AMED」が受理	申請の種類〔ステータス〕が「 受理済 」となります。

5.3.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項

(1) 研究機関の事前登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「代表機関」、「分担機関」は、原則として応募時までに e-Rad に登録されていることが必要となります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。(既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。) 応募時点で、特定の研究機関に所属していない、又は日本国外の研究機関に所属している場合においては、別途、提出前に本事業担当課までなるべくお早めにお問い合わせください。

(2) 研究者情報の事前登録

応募する「研究開発代表者」及び研究に参画する「研究開発分担者」は研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。

なお、過去に科学研究費補助金制度などで登録されていた研究者情報は、既に e-Rad に登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、文部科学省の e-Rad システム運用担当で登録します。必要な手続は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

5.3.3 e-Rad の操作方法に関する問合せ先

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ポータルサイトのヘルプデスクにて受け付けます。 (第 14 章を参照してください。) ポータルサイトのほか、「よくある質問と答え (FAQ) ページ」もよく確認の上、お問い合わせください。なお、ヘルプデスクでは公募要領の内容、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

5.4 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除

5.4.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※)。)が不必要に重ねて配分される状態であって以下のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下「研究開発課題の不採択等」という。)を行います。なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究開発課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- (B) 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究開発課題について、 重ねて応募があった場合
- (C) 複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- (D) その他これに準ずる場合
 - (※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為 及び 直接又は間接金融による資金調達を除く。

5.4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下、本項では、これらを「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れないほどの状態であって、以下のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究開発課題の不採択等を行います。

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに AMED の本事業担当課に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究開発課題の不採択等を行う可能性があります。

- (A) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- (B) 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間※に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- (C) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- (D) その他これに準ずる場合
 - ※ 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100% とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

5.4.3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(1) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・ 役職に関する情報の提供

応募時に、研究開発代表者・研究開発分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)(以下「研究費に関する情報」という。)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報(以下「所属機関・役職に関する情報」という。)を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究開発課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究開発課題の遂行 に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ(原則として 共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ)の提出を求めま す。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守 秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由(企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等)について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることに御留意ください。

(2) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援(※)を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究開発課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究開発課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究開発課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

5.4.4 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

5.5 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保 しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の 整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

第6章 情報の取扱い

6.1 提案書類等に含まれる情報の取扱い

6.1.1 情報の利用目的

不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査のほか、新規事業創出等の AMED 事業運営に資する研究動向やマクロ分析、研究開発費の委託業務、第 13 章に記載されている研究支援のために利用されます。

なお、研究提案した研究者及び当該研究者の所属機関の権利利益を不当に侵害することがないよう に、当該情報の利用目的は上記業務に限定します。

また、不採択課題を含む提案書類等に含まれる情報については、法人文書管理、個人情報保護及び情報公開に関連する法令並びに AMED 例規等の定めに則り適切に管理し、研究提案した研究者及び当該研究者の所属研究機関の権利利益を不当に侵害することがないように、提案書類等に含まれる情報に関する秘密を厳守します。詳しくは総務省のウェブサイト*を参照してください。

※「公文書管理制度」(内閣府)

https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html

「個人情報保護法等」(個人情報保護委員会)

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/

「情報公開制度」(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/index.html

6.1.2 必要な情報公開・情報提供等

- (A) 採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究開発課題名、参加者リストに記載される研究に関わる者の所属研究機関・役職・氏名、e-Rad 課題/研究者/研究機関番号、予算額、実施期間、研究概要もしくは要約及び委託研究開発成果報告書(公開情報)) *1は、整理・分類し AMED ウェブサイト、AMED 研究開発課題データベース(AMEDfind)及び AMED が協定等に基づく協力関係を有する研究資金配分機関等が運営する公的データベース等(World RePORT*2等)から公開する場合があります。
- (B) 申請された課題全てについて、マクロ分析に必要な情報は AMED において分析し、その分析結果については、関係府省や研究資金配分機関等に提供されて公表される他、ファンディング情報のデータベース等*3に掲載される場合があります。
- (C) 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、課題採択後においても、各年度の研究成果情報(論文・特許等)、会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報等のe-Radへの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。
- (D) 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、提案書類等に含まれる一部の情報を、e-Rad などを通じて、他府省等を含む他の競争的研究費制度の担当部門に情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際にも、同様に情報提供を行う場合があります。

※1「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに 定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱います。また、研究開発課題の採択後に作 成する研究開発計画書の公開指定部分、契約項目シートに記載される上記の項目についても同様の扱 いになります。

※2 World RePORT とは

主要国の研究資金支援機関が支援している国際連携研究を対象としたデータベースです。従来確認が困難であった各国が行っている国際的な研究連携を可視化する事を目的としています。管理・運営は米国国立衛生研究所(NIH)が行っており、NIH、英国医療研究評議会(MRC)、ビル&メリンダ・ゲイツ財団(BMGF)、欧州委員会(EC)、カナダ健康研究機関(CIHR)、ウェルカムトラストなど、世界中の12の研究資金提供機関の情報が現在登録されています。

https://worldreport.nih.gov/app/#!/about

※3 データベース等には、World RePORT 等が含まれます。

第 7 章 採択後契約締結までの留意点

7.1 採択の取消し等について

研究開発課題を実施する研究機関は、8.1.1 に記載のとおり、原則として、採択決定通知日から 90 日以内(契約締結期限)に、AMEDと委託研究開発契約を締結していただく必要があります。

そして、採択後であっても、次に掲げる採択取消事由のいずれかに該当する場合には、採択を取り消す ことがあります。また、採択取消事由のいずれかに該当するにもかかわらず、それが事前に判明せず、契 約締結に至った場合には、事後に契約の解除事由になりえます。

- (A) 契約締結期限までに AMED が求める必要な書類が提出されない場合
- (B) 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
- (C) 公募の要件の不充足があった場合
- (D) 当該研究開発課題に参加予定の研究者について、研究開発期間中に申請・参加資格が制限されること が明らかである場合
- (E) 当該研究開発課題の研究開発代表者又は研究開発分担者として予定されている者の中に、不正行為 等に関する本調査の対象となっている者が含まれており、その者の参加について AMED の了解を得 ていない場合
- (F) 上記のほか、研究開発課題を実施する研究機関側の原因により、契約締結期限までに契約を締結できない場合(契約に定める表明保証又は遵守事項の違反がある場合を含む。)

7.2 調査対象者・不正行為認定を受けた研究者の表明保証について

代表機関は、委託研究開発契約の締結に当たって、以下の(A)から(C)について表明保証する必要がありますので、留意してください。

- (A) 研究機関において、本事業の研究開発の責任者として「研究開発代表者」又はこれに相当する肩書きを付与された者及び研究開発代表者と研究項目を分担する者として「研究開発分担者」又はこれに相当する肩書きを付与された者が、国の不正行為等対応ガイドライン*1又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づいて、不正行為等を行ったとして研究機関等による認定を受けた者(ただし、研究機関等による認定に基づき、国又は独立行政法人等により、競争的研究費等の申請・参加資格を制限しないものとされた者及び国又は独立行政法人等により措置された競争的研究費等への申請・参加資格の制限の期間が終了した者は除く。)ではないこと*2
- (B) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドライン又は AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づく本調査(以下「本調査」という。)の対象となっている者が研究開発計画書上、当該研究機関に所属する研究開発代表者及び研究開発分担者(再委託先がある場合には、再委託先に所属する研究開発分担者又はこれに相当する肩書きを付与された者を含む。)に含まれる場合には、当該対象者について、委託研究開発契約締結日前までに AMED に通知済みであること及び当該対象者の取扱いにつき AMED の了解を得ていること
- (C) 研究機関において、国の不正行為等対応ガイドラインに定められた研究機関の体制整備として研究機関に実施が要請されている各事項につき、遵守し実施していること
 - ※1 この項目における「国の不正行為等対応ガイドライン」とは、国が策定するその他の不正行為等への対応に 関する指針及びガイドラインを総称していいます。
 - ※2 AMED と委託研究開発契約を締結している研究機関が第三者と委託契約を締結 (AMED からみると、再委託契約に当たります。この第三者について、以下「委託先」といいます。) している場合には、(A) につ

いては、当該研究機関は、委託先に所属する研究者のうち「研究開発分担者」(これに相当する肩書きを付与された者も含む)についても、表明保証の対象となりますので、留意してください。

7.3 契約締結の準備について

研究開発課題を実施する研究機関は、研究開発課題の採択後、AMED と委託研究開発契約を速やかに締結できるよう、以下の(A)~(C)を準備しておく必要があります。なお、契約に必要な書類(計画書様式等)については、採択後に別途御連絡します。

全体研究開発計画書は、採択時の研究開発提案書を基に研究開発課題ごとに各一通作成いただきます。全実施期間の研究開発構想を中心に、基本計画、研究開発内容、研究開発体制、予算計画等を記載してください。(同計画書は、各年度における予算配分の検討及び中間・事後評価や課題進捗管理の基礎資料の一つとなります。)また、研究開発計画書は、各年度の委託研究開発契約締結の際に、契約ごとに各一通作成いただきます。(研究開発計画書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。)

- (A) 全体研究開発計画書、研究開発計画書及びその他契約に必要な書類の作成
- (B) 業務計画に必要な経費の見積書の取得
- (C) 会計規程、受託研究規程及び職務発明規程等の整備

7.4 データマネジメントプラン (DMP) の提出

採択課題については、研究開発代表者から、採択後の委託研究開発契約締結の際に DMP を AMED に提出**していただきます。必要な書類(様式)については、採択後に別途御連絡します。

- ※ 公的資金により行われる研究開発から生じるデータ等は国民共通の一種の公の財産でもあり、AMED は、現状では把握できていないデータの所在等を把握し、データの収集、質の確保、意味づけ、保存と活用等が適切かつ公正に行われるよう推進する役割があります。
- ※ AMED は、DMP で研究開発データの種類、保存場所、データの管理責任者、データの利活用・データシェアリングの方針やデータ関連人材の所在等を把握することにより、マネジメント機能又は触媒機能を強化し、可能な範囲で異なる研究開発課題間での連携促進や二重研究開発の回避等のために役立てることとしています。
- ※ DMP は、どの研究開発課題で、どのようなデータが産出され、誰がどこで管理しているのかを記載するものです。
- ※ DMP には、事業年度、事業名、研究開発課題名、研究から産出されるデータ及びデータ群の総称、研究開発データの説明、データサイエンティストの所属・氏名等、リポジトリ(保存場所)その他必要事項等を記載していただきます。
- ※「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」、DMP の記載要領を遵守して記載してください。(「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」においては、DMP 提出の義務化、機能、役割等についても説明していますので、御参照ください。)
- ※ 記載事項のうち公開可能な内容や記載情報を統計的に処理した情報については、他の課題情報とともに公開する場合があります。なお、DMPの利活用についての詳細は第10章を参照してください。
- ※ 詳しくは以下を御確認ください。

https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html

第8章 委託研究開発契約の締結等

8.1 委託研究開発契約の締結

8.1.1 契約条件等

採択された研究開発課題について、研究開発課題を実施する研究機関は、AMED との間で委託研究開発契約を締結していただく必要があります。研究開発課題を実施する研究機関は、契約を締結することにより、AMED から委託研究開発費の支払を受け、採択された研究開発課題を実施することができるようになります。委託研究開発契約は、国の会計年度の原則に従い単年度契約です。契約に必要な書類等の契約手続の詳細は、採択後に AMED から御案内します。

委託研究開発契約は、原則として、採択決定通知日から90日以内(契約締結期限)に締結するものとします。7.1 に記載のとおり、契約締結期限までに必要書類の提出がない場合や、課題評価委員会、PS、PO等の意見を踏まえて採択決定時に付された条件が満たされていない場合等には、採択された研究開発課題であっても契約は締結できず、採択決定が取り消されることがありますので、十分御留意ください。契約締結後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の見直し又は中止(計画達成による早期終了を含む。)等を行うことがあります。

PS、PO 等が、研究進捗状況等を確認し、年度途中での研究開発計画の見直し等による契約変更や課題の中止を行うことがあります。

なお、国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。(その場合、AMED が定める補助金取扱要領に従うこととします。)このとき、間接補助金の経理に係る事務については当該機関の長に委任していただきます。さらに、研究計画において「代表機関」と「分担機関」の研究内容が一体的に進める必要性が認められる場合等であって「分担機関」が国の施設等機関等でない場合には、本事業においては、再委託として取り扱うことを認めることがあります。ただし、再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて国による検査やAMED による監査等に応じることを条件とします。

8.1.2 契約に関する事務処理

AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*に基づき、必要となる事務処理を行ってください。

※ https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

8.1.3 年度末までの研究開発期間の確保について

年度末まで研究開発を実施することができるよう、委託研究開発実績報告書の AMED への提出は、委託研究開発期間の終了日から起算して 61 日以内に行っていただくこととしています。各研究機関は、この対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

8.1.4 委託研究開発費の額の確定等について

当該年度の委託研究開発契約期間終了後、委託研究開発契約書に基づいて提出していただく委託研究開発実績報告書を受けて行う確定検査により、委託研究開発費の額の確定を行います。確定検査等において、研究に要する経費の不正使用又は当該委託業務として認められない経費の執行等が判明した場合は、経費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正使用等を行った研究の実施者は、その内容の程度により一定期間契約をしないこととなります。詳細は第12章を参照してください。

8.2 委託研究開発費の範囲及び支払等

8.2.1 委託研究開発費の範囲

本事業では競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、以下のとおり費目構成を設定しています。詳細は AMED の「委託研究開発契約事務処理説明書」
*1を参照してください。

また、現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2021」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。このことも踏まえて、本事業においては、直接経費から研究開発代表者・研究開発分担者の人件費、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することを可能としています。

	大項目	定義
直接経費	物品費	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア (既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費
	人件費・謝金	人件費: 当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費(研究開発代表者・研究開発分担者の人件費 ^{*2} を含む。) 謝金: 講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該委託研究開発を遂行するための経費例) 研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP作成費用等)、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、ライセンス料、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)*2、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費 ^{※3、} ※4		対して一定比率(30%目安)で手当され、当該委託研究開発の実施に伴 の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費

- % 1 https://www.amed.go.jp/keiri/index.html
- ※ 2 研究開発代表者・研究開発分担者の人件費及びバイアウト経費を支出する場合の必要な要件や手続の詳細については、AMED ウェブサイト「事業手続き(様式集など)」>「事務処理説明書・様式集」^{※1}を参照してください。

- ※3 AMED が国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、特殊法人、一般社団法人、一般財団法人、 公益社団法人、公益財団法人、民間企業又は私立大学等と委託研究開発契約を締結して、研究開発を実施す る場合に措置されます。また、一定比率は30%を超えることはありません。なお、分担機関(国の施設等 機関等に所属する研究者を除く。)についても、配分される直接経費に応じて間接経費が配分されます。
- ※4 国の施設等機関等(国立教育政策研究所を除く。)に所属する研究者へ間接補助金を交付する方式の場合は、 対象外となります。

8.2.2 委託研究開発費の計上

研究開発に必要な経費を算出し、総額を計上してください。経費の計上及び精算は、原則として AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*1の定めによるものとします。なお、手形決済、相殺決済、ファクタリングは認められません。

- (注1) AMED における治験・臨床試験での委託研究開発契約では、「治験又は臨床試験における症例単価表を用いた契約管理方式」を用いることができます。採択された研究開発課題がその対象と認められる場合には、あらかじめ定められた内部受託規程(「治験又は臨床試験における受託研究取扱規程」(仮称))に基づき治験・臨床試験における症例登録等が行われる体制が研究機関に整備されていれば、症例登録等を研究機関の長から他の医療機関に対して一種の外注形式で依頼できるものとします。詳細は AMED ウェブサイト「研究費の運用」*2 に掲載する「医師主導治験(研究者主導治験)又は臨床試験における医療機関経費の管理について」を参照してください。なお、治験・臨床試験の業務支援体制が充実している施設においては、当分の間、従来方式でも可とします。
- (注2) 令和3年度で終了の電算資源(スーパーコンピュータ)の供用サービスに代わり、ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-Cure)(ゲノム医療実現推進プラットフォーム・大規模ゲノム解析に向けた基盤整備)にて整備されたスーパーコンピュータを一定の目的・条件の下で利用が可能です。詳しくはCANNDs事務局のメールアドレス<cannds"AT"amed.go.jp>("AT"の部分を@に変えてください)宛てに御相談ください。
 - % 1 https://www.amed.go.jp/keiri/index.html
 - % 2 https://www.amed.go.jp/program/kenkyu_unyo.html

8.2.3 研究設備・機器の共用促進に係る事項

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 文部科学省 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、特に大学や国立研究開発法人等においては、本事業により購入する研究設備・機器のうち特に大型で汎用性のあるものについて、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従い、研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*にて確認してください。

% https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

- ○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」 [文部科学省 競争的研究費改革に関する検討会(H27.6.24)] https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- ○「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定(R3.3.26)] https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf
- ○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」 [競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(R3.3.5)] https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- ○「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」 [資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ(R2.9.10 改正)] https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- ○「大学連携研究設備ネットワーク」 https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

8.2.4 委託研究開発費の支払

支払額は、四半期ごとに各期とも当該年度における直接経費及び間接経費の合計額を均等4分割した額を原則とします。

8.2.5 費目間の流用

費目(大項目)ごとの当該流用に係る額が当該年度における直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は、500万円。)を超えない場合には、研究開発計画との整合性あるいは妥当性があることを前提として AMED の承認を経ずに流用が可能です。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*にて確認してください。

% https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

8.2.6 間接経費に係る領収書等の証拠書類の整備について

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(令和3年10月1日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に示されている使途透明性の確保の観点から、適正な執行を証明する証拠書類を整備し、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保存してください。なお、毎年度の間接経費に係る使用実績については、翌年度の6月30日までに間接経費執行実績報告書の提出が必要となります。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*にて確認してください。

* https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

8.2.7 委託研究開発費の繰越

事業の進捗において、研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、 気象の関係、資材の入手難、その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難 い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。詳細は、AMED 「委託研究開発契約事務処理説明書」*にて確認してください。

% https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

8.3 取得物品の取扱い

8.3.1 取得物品の帰属

大学等 *1 が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、大学等に帰属するものとします。

企業等*2による取得物品の所有権は、取得価格が50万円以上(消費税含む。)かつ耐用年数が1年以上のものについてはAMED に帰属するものとしますが、当該取得物品は委託研究開発期間終了までの間、委託研究開発のために無償で使用することができます。なお、当該期間中は、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。

- ※1 「大学等」とは、以下に掲げる研究機関を総称したものをいいます。
 - ア 国立大学法人、公立大学法人、私立大学等の学校法人
 - イ 国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、AMED が認めるもの
- ※2「企業等」とは、「大学等」以外の研究機関を総称したものをいいます。

8.3.2 取得物品の研究開発期間終了後の取扱い

企業等に対しては、引き続き当該研究開発の応用等の目的に使用されることを前提に、所有権が AMED に帰属する所得物品のうち有形固定資産は、原則として耐用年数期間*は無償貸与し、耐用年数 経過後に AMED による評価額にて有償で譲渡することとします。ただし、いずれも AMED が当該取得 物品を使用し、又は処分する場合はこの限りではありません。

消耗品扱いとなる取得物品については、特に貸借契約等の手続を行いませんが、その使用が終了するまでは、善良なる管理者の注意をもって適正に管理してください。(転売して利益を得ることは認められません。)

※ 「耐用年数期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数となります。(丁具・器具及び備品は4年)

8.3.3 放射性廃棄物等の処分

汚染資産等及び委託研究開発の実施により発生した放射性廃棄物は、研究機関の責任において処分 してください。

第9章 採択課題の進捗管理

9.1 課題の進捗管理

全ての採択課題について、PS、PO等が進捗管理を行います。その際、研究開発課題を提案する前提となる重要な研究データ(実験含む)については、委託研究開発の契約以前に実施されたものであっても、進捗管理の観点で確認をすることがあります。

また、毎年度、委託研究開発契約に基づき、委託研究開発実績報告書の別添として、委託研究開発成果報告書の提出を求めます。

なお、進捗管理に当たっては、報告会の開催や、調査票(研究の進捗状況を記入する書類)、ヒアリング(個別課題ごとの面談)、サイトビジット(研究実施場所における実際の研究状況の確認)等を通じて出口戦略の実現を図っていきます。なお、研究開発計画書等と照らし合わせて、進捗状況により、計画の見直しや中止(早期終了)等を行うことがあります。

9.2 中間評価・事後評価等

本事業では、採択課題のうち 4 年を超える研究開発期間を予定しているものについて、研究開発開始 後 3 年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度や研究開発 成果等を厳格に評価します**。4 年以下の研究開発期間を予定しているものについては、原則実施しないものですが、事業等の推進に当たって中間評価が必要とされた場合には、「課題評価委員会」による中間 評価が実施されます。また、必要と認める課題については時期を問わず、中間評価を実施することがあります。 ※ 5 年以上とは、ここでは年度をいう。

そのため、評価結果によっては、PS、PO等の総合的な判断により AMED が中止(早期終了)を行うことがあります。

さらに、全ての採択課題について、課題終了前後の適切な時期に事後評価を実施します。また、必要に 応じて、課題終了後一定の時間を経過した後に追跡評価を実施することがあります。

9.3 成果報告会等での発表

本事業の成果報告の一環として、採択課題の研究開発代表者等に対して、AMED が主催する公開又は非公開の成果報告会等での発表を求めることがあります。また、追跡調査や成果展開調査の一環として、必要に応じて課題終了翌年度以降においても発表を依頼することがありますので、御協力をお願いします。

第 10 章 研究開発成果の取扱い

研究開発成果の取扱いについては、委託研究開発契約に基づき、研究開発成果報告、知的財産や成果利用 に関する事項を遵守することが研究機関に義務付けられています。

10.1 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得られた研究開発成果等について外部発表等を行う場合は、AMED の支援の成果であること及び謝辞用課題番号を謝辞等に必ず記載してください。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」*にて確認してください。

% https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

10.2 研究開発成果報告書及び DMP (研究開発終了時の最新版) の提出と公表

研究機関は、委託研究開発実績報告書の別添として、研究成果を取りまとめた委託研究開発成果報告書及び DMP(研究開発終了時の最新版)を提出していただきます。提出期限は委託研究開発実施期間の終了、委託研究開発の完了・中止・廃止のいずれか早い日から起算して 61 日以内ですので注意してください。期限までに同成果報告書の提出がなされない場合、委託研究開発契約が履行されなかったこととなりますので、提出期限は厳守してください。また、同成果報告書の一部について英語での提出を依頼することがありますので、あらかじめ留意してください。

また、同成果報告書における一部の項目及び成果の概要を含む一部の項目は、公開情報となります。適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開しますので、特許出願前の情報、特許出願中の内容であって未公開の情報、ノウハウ等営業秘密、その他未公開情報については、同成果報告書の様式に沿って非公開対象の箇所に記載してください。

さらに、複数年度にわたる研究開発課題が終了した際の最終的な成果報告書についても、事後評価の際に研究開発代表者が取りまとめる報告書のうち、様式に沿って公開対象の箇所に記載された内容を、適切な時期に AMED ウェブサイトにて公開します。

また、データシェアリングによる研究開発データの利活用という観点から、AMED からの支援(委託又は補助)を受けた研究開発に関連して創出、取得又は収集した研究開発データを利用したいと考える大学、企業その他の研究機関へ紹介する目的で、DMP(研究開発終了時の最新版)等の一部公開可能な箇所について、AMED ウェブサイトにカタログとして公開する予定です。未公開の情報等については AMED 内で適切に管理し、必要に応じて研究開発代表者等へ詳細を確認、お問い合わせすることがあります。

10.3 研究開発成果の帰属

研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業技術力強化法(平成 12 年法律第44号)第17条に規定される要件を満たすことを前提に、研究機関に帰属させることとします(バイ・ドール規定)。バイ・ドール規定の目的は、知的財産権の研究機関への帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することにあります。本事業においては、研究機関自身が成果の実用化に最大限取り組むことを期待し、このバイ・ドール規定を適用しています。要件の詳細については契約時に定める契約条項によることとします。また、研究開発成果や当該研究開発成果に係る知的財産権を、国内の子会社から国外の親会社に承継する場合は、事前に御相談ください。

10.4 研究開発成果の実用化に向けた措置

研究機関におかれましては、AMED の委託研究開発の成果について、国民に還元すべく、社会実装・実用化に最大限取り組むべき立場にあることを強く意識し、これに向けた必要な措置を行ってください。特に、研究成果に係る発明、ノウハウ、データ等の知的財産について最大限活用するとともに、AMED 知的財産ポリシー*に則り、特許権等の知的財産権をグローバルで適切に保護し活用するため、知的財産権の取得に当たり、間接経費を充当する等、研究機関の財源の中で適切な措置がなされるようにしてください。なお、AMED 実用化推進部 実用化推進・知的財産支援課では、研究機関に帰属した研究開発成果の最大化及び実用化に向けて、一貫した支援を行っていますので、Medical IP Desk に御相談ください。(詳細は第13章を参照してください。)

% https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_policy.html

10.5 医療研究者向け知的財産教材

研究機関に帰属した研究開発成果の出願戦略、権利化戦略、活用戦略等を検討する上で参考となる医療研究者向け知的財産教材を AMED ウェブサイト*で公開しています。研究を実施する前に、研究者等が知的財産教材を閲覧することを強く推奨しています。

* https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_kyouzai.html

10.6 研究開発成果のオープンアクセスの確保

研究機関は、必要な知的財産等の確保をした上で、可能な限り研究成果(取得データ等を含む。)のオープンアクセスを確保するよう努めてください。

10.7 データの取扱い

AMED からの支援(委託又は補助)を受けた研究開発によって創出、取得又は収集されたデータやそのデータを加工等することによって生み出されたデータ(研究開発データ)に関しては、委託研究開発契約書、「AMED における研究開発データの取扱いに関する基本方針」及び「AMED 研究データ利活用に係るガイドライン」*に従った取扱いを行っていただきますよう、お願いいたします。

* https://www.amed.go.jp/koubo/datamanagement.html

第 11 章 本事業を実施する研究機関・研究者の責務等

11.1 法令の遵守

研究機関は、本事業の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、不正行為^{*1}、不正使用^{*2}及び不正受給^{*3}(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

※1「不正行為」とは、研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等 (以下「論文等」という。)の捏造(ねつぞう)、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、以下に定めるところによります。

ア 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

- イ 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正 でないものに加工すること。
- ウ 盗用:他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- ※2「不正使用」とは、研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用(研究計画その他に記載した目的又は用途、 法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない。)をいいます。
- ※3「不正受給」とは、研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。
 - * 上記の定義において、「研究者等」とは、公的研究資金による研究活動に従事する研究者、技術者、研究補助者その他研究活動又はそれに付随する事務に従事する者をいいます。

11.2 委託研究開発費の執行についての管理責任

委託研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、研究機関に執行していただきます。そのため、研究機関は、「競争的研究費等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。また、本事業に参画する研究者等は、AMED の委託研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

11.3 研究倫理教育プログラムの履修・修了

不正行為等を未然に防止する取組の一環として、AMED は、本事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。そのため、研究機関には、研究者に対する研究倫理教育を実施し、その履修状況を AMED に報告していただきます。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、委託研究開発費の執行を停止等することがありますので、留意してください。

11.3.1 履修対象者・履修プログラム・教材について

研究機関等が、AMED の所管する研究費により行われる研究活動に実質的に参画していると判断する研究者については、以下のいずれかのプログラム・教材を履修させてください。

- ・事例から学ぶ公正な研究活動 ~気づき、学びのためのケースブック~(日本医療研究開発機構)
- ・研究公正に関するヒヤリ・ハット集(日本医療研究開発機構)
- ・APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)
- ・「科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得 」(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)
- ・研究機関等が上記と内容的に同等と判断したプログラム

また、臨床研究法においては、研究責任医師及び分担研究医師は、求められる責務に応じて当該臨床研究を適正に実施することができるよう、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な研究手法等の知識及び技術に関して、十分な教育及び訓練を受けていなければならないこと、とされています。対象となる研究者は、以下のいずれかを必ず受講してください。

- ①臨床研究に従事する者を対象とした臨床研究中核病院が実施する研修*
- ②上記に準ずるものとして研究機関が認めるもの(臨床研究中核病院以外の機関で実施されるものも含む)
- (注1) 単なる学術集会への参加のみは教育訓練に該当しません。
- (注2) APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)、臨床試験のための e-Training center (日本医師会治験促進センター)、ICR 臨床研究入門等の一定の質が担保された e-learning も②に該当し得るものですが、研究責任医師が確実に受講し、内容を理解していることが必要です。
 - ※ 臨床研究中核病院研修実施予定については、以下のウェブサイトの「臨床研究中核病院について」の項目を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiken.html

11.3.2 履修時期について

履修対象者は、原則、研究開発課題についての初年度の契約締結前までに履修するよう努めてください。その後も適切に履修してください(過去の履修が有効となる場合があります)。

11.3.3 研究機関等の役割・履修情報の報告について

研究機関等は、自己の機関(再委託先を含む。)に属する履修対象者に、上記のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、研究機関等が取りまとめの上、履修状況を AMED が指定する様式により AMED (研究公正・業務推進部 研究公正・社会共創課) に電子ファイルで提出してください。(押印は不要です。)

なお、提出方法及び提出先は、以下の AMED ウェブサイトの「研究公正」の「研究倫理教育プログラム」のページにて確認してください。

また、AMED 主催の研究公正に関するシンポジウム、セミナー、ワークショップ等への参加経験又は AMED 研究公正高度化モデル開発支援事業により作成された教材・プログラムの履修経験があれば、履修状況とあわせて、AMED が指定する様式により、分かる範囲で報告ください。

・報告対象者	令和4年度以降に開始された事業における履修対象者
・提出期限	契約締結日後 182 日以内

・提出書類	「研究倫理教育プログラム履修状況報告書」 (AMED ウェブサイトより様式をダウンロードしてください。)
·URL	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyoiku_program.html

11.4 利益相反の管理について

研究の公正性、信頼性を確保するため、AMEDの「研究活動における利益相反の管理に関する規則」又は臨床研究法施行規則第21条に基づき、研究開発課題に関わる研究者の利益相反状態を適切に管理するとともに、その報告を行ってください。

研究機関等が AMED 事業における研究開発において、研究開発代表者及び研究開発分担者の利益相反 を適切に管理していないと AMED が判断した場合、AMED は研究機関に対し、改善の指導又は研究資金 の提供の打ち切り並びに AMED から研究機関に対して既に交付した研究資金の一部又は全部の返還請求 を行うことがあります。

11.4.1 AMED の「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に基づく利益相反管理

(1)対象者について

研究開発代表者及び研究開発分担者。ただし、AMED ウェブサイトの「研究公正」ページの「研究 開発に当たっての利益相反管理」にある「非研究開発事業一覧」の事業は対象外となります。

(2) 利益相反審査の申出について

対象者は、研究開発課題についての各年度の契約締結前までに、利益相反委員会等に対して経済的 利益関係について報告した上で、研究開発課題における利益相反の審査について申し出てください。

11.4.2 臨床研究法施行規則第21条に基づく利益相反管理

法令に基づいて利益相反管理を実施してください。

11.4.3 利益相反管理状況報告書の提出について

各研究機関等は、各年度終了後又は委託研究開発契約の終了後 61 日以内に、利益相反管理状況報告書を作成して提出してください。なお、利益相反管理状況報告書については AMED ウェブサイト*で公開します。

また、利益相反管理状況報告書の様式、提出方法や提出先等については、AMED ウェブサイト*の「研究公正」の「研究開発における利益相反管理」のページに掲載します。

- ※ 利益相反管理の詳細については、以下の AMED ウェブサイトにて確認してください。
 - ・研究活動における利益相反の管理に関する規則
 - ・規則 Q&A・利益相反管理状況報告書 https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/riekisohan_kanri.html

11.5 法令・倫理指針等の遵守について

研究開発構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取扱いの 配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令・倫理指針 等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要 な手続を行ってください。 遵守すべき関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合がありますので、留意してください。

また、研究開発計画に相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

これらの関係法令・指針等に関する研究機関における倫理審査の状況については、各年度の終了後又は 委託研究開発課題終了後 61 日以内に、委託研究開発実績報告書別添の委託研究成果報告書に関する記載 事項の1つとして報告を行っていただきます。

特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、最新の改正にて確認してください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
- 臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)
- 臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)
- 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)
- 医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第21号)
- 医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 37 号)
- 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第88号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成31年文部科学省告示第31号、令和3年6月30日一部改正)
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針(平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第4号、令和4年3月31日一部改正)
- ヒト ES 細胞の使用に関する指針(平成 31 年文部科学省告示第 68 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正)
- ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針(平成 31 年文部科学省告示第 69 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正)
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針(平成 22 年文部科学省告示 88 号、令和4年3月31日一部改正)
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号、令和 4 年 3 月 31 日一部改正)
- ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(平成 31 年文部科学省・厚生労働省告示第 3号、令和4年3月31日一部改正)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、令和4年3月10日一部改正)
- 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号、令和4年3月25日一部改正)
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)、厚生労働省の 所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日厚生労働省大臣官房厚生

科学課長通知、平成 27 年 2 月 20 日一部改正) 又は農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の 実施に関する基本指針(平成 18 年 6 月 1 日農林水産省農林水産技術会議事務局長通知)

- 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成 29 年財務省・ 文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号、令和3年4月28日一部改正)
 - ※ 生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下のウェブサイトを参照してください。
 - ・文部科学省ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」 https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html
 - ・厚生労働省「研究に関する指針について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html

11.6 体制整備等に関する対応義務

各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日制定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正)、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日制定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正)等に則り、研究機関に実施が要請されている事項につき遵守していただきます。

第 12 章 不正行為・不正使用・不正受給への対応

12.1 不正行為・不正使用・不正受給の報告及び調査への協力等

本事業に関し、研究機関に対して不正行為・不正使用・不正受給(以下、これらをあわせて「不正行為等」という。)に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む。)があった場合(再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託先の研究員その他の者について、本事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合を含む)は、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に則り、速やかに当該予備調査を開始したことを AMED に報告してください。

研究機関において、本調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等について AMED と協議しなければなりません。

この場合、AMEDは、必要に応じて、本調査中の一時的措置として、被告発者等及び研究機関に対し、本事業の研究費の使用停止を命じることがありますので留意してください。

また、研究機関は、AMEDの「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に定められた期限以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を AMED に提出してください。報告書に盛り込むべき事項等、詳しくは「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」を参照してください。

なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、AMED に報告する必要があるほか、AMED の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を AMED へ提出する必要があります。

研究機関は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、AMEDへの当該事案に係る資料の提出又は AMED による閲覧、現地調査に応じなければなりませんので留意してください。

研究機関が最終報告書の提出期限を遅延した場合は、AMEDは、研究機関に対し、間接経費の一定割合削減、委託研究開発費の執行停止等の措置を行う場合があります。

12.2 不正行為・不正使用・不正受給が認められた場合について

本事業において、不正行為等があった場合、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」に基づき、研究機関及び研究者に対して、以下の措置を行います。

12.2.1 契約の解除等

AMED は、本事業において不正行為等が認められた場合は、研究機関に対し、委託研究開発契約を解除し、委託研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。研究機関には、返還に当たって、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を支払っていただきます。なお、この加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。)につき年 10.95%の割合で計算した額の範囲内で AMED により定めるものとします。また、次年度以降委託研究開発費を交付しないことがあります。

12.2.2 申請及び参加資格の制限

本事業において不正行為等を行った研究者及びそれに関与又は責任を負うと認定された研究者等に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、AMEDの事業への申請及び参加資格の制限を行います。 また、本事業において、不正行為等が認定され、申請及び参加資格の制限が講じられた場合、関係府省に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、制度名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供します。これにより、関係府省等の競争的研究費において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

【不正行為の場合】

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正行	亍為に係る資格	制限の対象者	不正行為の程度	資格制限期間
]から不正行為を行 意図していた場合な 質な者		10年
	2.不正行為	当該論文等の責任 を負う著者 (監修責任者、代 表執筆者又はこれ	当該分野の研究の進展への影響や社会的 影響が大きく、又は行為の悪質性が高い と判断されるもの	
に関与し た者	研究に係	らのものと同等の	当該分野の研究の進展への影響や社会的 影響が小さく、又は行為の悪質性が低い と判断されるもの	3~5年
		上記以外の著者		2~3年
	3.1及び2を 与した者	除く不正行為に関		2~3年
為のあっ		ぶいものの、不正行 論文等の責任を負	影音が入るく、人は11点の芯貝はが同い	
	任者、代表執筆	管者又はこれらの者 忍定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的 影響が小さく、又は行為の悪質性が低い と判断されるもの	

【不正使用・不正受給の場合】

AMED が措置を決定した日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上 10 年以内の間で不正使用及び不正受給の内容等を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給に 係る応募制限の対象者		不正使用の程度	応募制限期間
	(1)個人の利	益を得るための私的流用	10年
1.不正使用を行った研究者及びそれに共謀した		① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
研究者	(2) (1)以外	② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2.偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3.不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 上限2年、下限1年

- ※1 以下の場合は、資格制限を課さず、厳重注意を通知する。
 - ・1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
 - ・3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合
- ※2 3については、善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度を勘案して定める。

12.2.3 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する制限

本事業以外の、国又は独立行政法人等が所掌し、かつ原資の全部又は一部を国費とする研究資金(競争的研究費等、運営費交付金も含むがこれらに限られない。)(令和 4 年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和 3 年度以前に終了した制度においても対象となります。) において、不正行為等が認められ申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への研究開発代表者または研究開発分担者としての申請及び参加資格を制限します。事業採択後に、当該研究者の本事業への申請又は参加が明らかとなった場合は、当該事業の採択を取り消すこと等があります。また委託研究開発契約締結後に、当該研究者の本事業への参加が明らかとなった場合は、当該契約を解除すること等があります。

12.2.4 他の競争的研究費制度で不正行為等を行った疑いがある場合について

本事業に参画している研究者等が、他の競争的研究費等(終了分を含む)で不正行為等を行った疑いがあるとして告発等があった場合、当該研究者等(再委託先がある場合には、本事業に従事する再委託

先の研究員その他の者についても含む)の所属機関は、当該不正事案が本調査に入ったことを、AMED に報告する義務があります。当該報告を受けて、AMED は、必要と認める場合には、委託研究開発費の使用の一時停止を指示することがありますので、留意してください。

また、当該研究者の所属機関が上記の報告する義務を怠った場合には、委託研究開発契約の解除等を行う場合があります。

12.2.5 不正事案の公表

本事業において、12.2.1 及び 12.2.2 の措置・制限を実施するときは、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 27 年 1 月 16 日科発 0116 第 1 号厚生科学課長決定、平成 29 年 2 月 23 日最終改正)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省大臣 官房厚生科学課長決定、令和 3 年 3 月 4 日最終改正)、AMED の「研究活動における不正行為等への対応に関する規則」等に従い、原則、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)を公表します。また、同様に関係府省においても公表することがあります。

12.3 AMED RIOネットワークへの登録について

研究公正活動を効率的に推進するに当たり、AMED と研究機関、あるいは研究機関同士が情報を交換し、互いに協力しあって推進していくことが重要だと考えられます。そこで、全国的に効率的な研究公正活動を推進するために、AMED から研究資金の配分を受けている研究機関の研究公正関係者が気軽に情報交換ができる場を提供すべく、RIO (Research Integrity Officer) ネットワークを平成 29 年度に設立しました。RIO ネットワークについて、詳しくは以下のウェブサイト*を参照してください。

AMED 事業に参画する研究機関の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者(以下、両者を合わせて「研究公正責任者」という。)には、RIOネットワークのメンバーになっていただきます。

契約の際に提出する「経費等内訳・契約項目シート」の中に、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者に関する情報を記入する欄がありますので、必ず記入してください。研究公正責任者のRIOネットワークへの登録は、AMEDが行います。なお、上記以外で、研究公正関連業務に携わっている担当者をRIOネットワークに登録する場合は、AMEDのRIOネットワークのウェブサイトの案内に従って実施するようお願いします。

% https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/rionetwork.html

第 13 章 その他

本項目は、各事業において、特記事項として条件が付されない限り、評価に影響するものではありませんが、それぞれの重要性から、積極的な取組等を AMED として求めるものです。研究機関及び研究者におかれましては、その趣旨を十分に御理解いただき、研究開発に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、これらの取組の結果については、今後の AMED 事業運営に資するため、研究動向の分析等に利用させていただくとともに、研究開発課題が特定されない形(例:事業やプログラムごとの単位等)で分析結果を公開させていただく場合があるため、委託研究開発成果報告書への記載を求めているものがあります。

13.1 社会との対話・協働の推進

「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択された場合には、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組や多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組が必要です。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針) https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

13.2 医学研究・臨床試験における患者・市民参画 (PPI) の推進

AMED は、患者さん一人一人に寄り添い、その「LIFE(生命・生活・人生)」を支えながら、医療分野の研究成果を一刻も早く実用化し、患者さんや御家族の元に届けることを使命としています。このことに鑑み、医学研究・臨床試験における患者・市民参画*(PPI: Patient and Public Involvement)の取組を促進します。この取組により、患者等にとってより役に立つ研究成果の創出や研究の円滑な実施、被験者保護の充実等が期待されます。以上のことから、医学研究・臨床試験における患者・市民参画に積極的に取り組むようお願いします。

- ※ AMED における「医学研究・臨床試験における患者・市民参画」の定義 医学研究・臨床試験プロセスの一環として、研究者が患者・市民の知見を参考にすることとしている。また、 ここでいう「患者・市民」とは、患者、家族、元患者(サバイバー)、未来の患者を想定している。
 - (参考) AMED ウェブサイト「研究への患者・市民参画(PPI)」 https://www.amed.go.jp/ppi/index.html

13.3 健康危険情報

AMEDでは、厚生労働省からの依頼に基づき、研究者が研究の過程で国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報(以下「健康危険情報」という。)を得た場合には、所定の様式^{*1}にて厚生労働省への通報を お願いしています。連絡先等詳細については、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」^{*2}を参照して ください。 なお、提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供いただくようお願いします。

- % 1 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-
 - Daijinkanboukouseikagakuka/kenkoukiken.doc
- ※ 2 https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

13.4 リサーチツール特許の使用の円滑化

リサーチツール特許については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議(現:総合科学技術・イノベーション会議))に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

13.5 知的財産推進計画に係る対応

「知的財産推進計画」は、知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)に基づき、知的財産戦略を強力に推進するために、知的財産戦略本部により、毎年策定されている計画です。なお、知的財産推進計画 2 0 1 4 (平成 26 年 7 月 4 日知的財産戦略本部) **1 においては、国際標準化活動をさらに活性化するために、認証の戦略的活用を促進することが記載されたので、AMED においても、国際標準化・認証を視野に入れた研究開発の促進に取り組むことにしています。

このため、本事業において、国際標準化・認証に結びつく可能性のある研究を実施する場合には、個別の研究開発計画において、認証に向けた基準策定を盛り込む、研究開発活動に認証機関を参画させる、公的研究機関においては、認証業務の立ち上げの際はその支援を検討するなど、国際標準化を視野に入れた研究開発に取り組むようお願いします。

※1 知的財産推進計画2014

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20140704.pdf (該当箇所抜粋)

第1.産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

- 4. 国際標準化・認証への取組
- (2) 今後取り組むべき施策

(特定戦略分野*2における国際標準化戦略の推進)

- ・特定戦略分野(市場の規模・成長性、分野の広がり、我が国の優位性、国際標準化の意義といった事項を踏まえて選定)における国際標準化戦略について、国際的な議論を主導するとともに、関係者による自律的な取組を推進する。(短期・中期)(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ※2 特定戦略分野・・・先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア及びロボット

13.6 AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾンによる知財コンサルテーション支援

AMED では、AMED が実施する事業で得られた研究成果の実用化を促進するために、知的財産戦略や 導出戦略について、AMED 知的財産コンサルタント及び AMED 知財リエゾン^{※1}による知財コンサルテー ションを無料で実施しています。また、当該知財コンサルテーションの一環として、希望に応じて、得ら れた研究成果の的確な知財戦略策定のために、外部調査機関による先行文献調査等を無料で提供しています。

さらに、全国各地の研究機関に AMED 知財リエゾンが直接出向き、AMED 知財コンサルタントと連携しつつ、得られた研究成果に対し、導出に向けた早期にコンサルテーションを可能とする体制を構築しています。 AMED 知財リエゾンは、具体的に、①研究開発の早期における適切な導出を目指した知財戦略アドバイス、②先行文献調査、市場調査、技術シーズの評価支援、③展示会・商談会等における適切な研究成果 PR シートの作成指導等を行います。

上記支援等を希望される方は、Medical IP Desk(医療分野の知的財産相談窓口)にお問い合わせください。Medical IP Desk については以下のウェブサイト*2を参照してください。

- ※1 AMED 知財リエゾン https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/chizai_riezon.html
- Medical IP Desk https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/medical_ip_desk.html

13.7 シーズ・ニーズのマッチング支援システム「AMED ぷらっと®」

医療分野の研究開発成果の早期実用化に向けて、大学等アカデミア発の研究シーズ情報と企業ニーズ情報のマッチングを早期の段階で支援するための非公開情報ネットワークシステム「AMED ぷらっと®」を、平成 30 年 4 月より稼働しました。研究シーズを企業の担当者にアピールすることができ、早期段階で企業との連携を図ることができます。そのため、医療分野の研究シーズについて積極的に当該システムへの登録をお願いいたします。なお、AMED ぷらっと®利用開始等の詳細については、AMED ぷらっと®ウェブサイト*を参照してください。

※ AMED ぷらっと[®]ウェブサイト
https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/amed_plat.html

13.8 創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援

AMED では、大学等の優れた基礎研究の成果を医薬品として実用化につなげるため、AMED 創薬事業部 (以下「創薬事業部」という。)が本部機能を担い、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人産業技術総合研究所等で構成するオールジャパンでの 創薬支援連携体制「創薬支援ネットワーク」を構築し、主に応用研究から前臨床開発段階までの創薬研究 に対して切れ目のない実用化支援を行い、企業導出等に取り組んでいます。

具体的には、創薬事業部が実施する事業の一環として創薬研究に取り組む研究者からの相談を幅広く受け付けるとともに、有望シーズの情報収集・調査及び評価、個別シーズの知財戦略及び製薬企業への導出に向けた出口戦略を含む研究開発計画の策定や、応用研究(探索研究、最適化研究等)、非臨床試験(GLP準拠)等における技術的支援、CRO(医薬品開発業務受託機関)やCMO(医薬品製造業務受託機関)等の紹介・委託支援、製薬企業への導出等の業務を行っています。

このように、創薬事業部は、創薬研究を行う大学等の研究者に対して、実用化に関する技術的課題の助言や、製薬企業への導出に向けた研究開発戦略の策定支援等を専門に行う部門です。このため、AMED事業のうち医薬品開発に係る研究開発課題については、事業担当課と調整の上、創薬事業部による支援を積極的に行うことがあります。

つきましては、医薬品開発に係る応募研究開発課題については、その採否に関わらず、創薬事業部に情報提供を行います。(第6章を参照してください。)なお、創薬事業部は研究者に帰属する知的財産等の保全及び守秘を前提として、研究者の要請に基づいて上記の支援を行います。

同様に、医薬品開発に係る応募研究開発課題のうち、創薬事業部で支援を行っている、もしくは、行っていた課題についても、その支援内容等を事業担当課に情報提供を行います。

創薬支援ネットワーク及び創薬事業部による支援に関する照会先は、第14章を参照してください。

13.9 革新的医療技術創出拠点によるシーズ育成・研究開発支援

AMED では、革新的医療技術創出拠点(橋渡し研究支援機関及び臨床研究中核病院)において、アカデミア等の基礎研究の成果を一貫して実用化につなぐ体制を構築しています。

革新的医療技術創出拠点では、医薬品・医療機器等の開発を支援するために、薬事や生物統計、プロジェクトマネジメント、知財等の専門人材に加えて、バイオマーカー評価設備、細胞調製施設、臨床試験データのセキュアな管理センターを整備し、拠点内外のシーズに対して基礎研究段階から臨床試験・治験・実用化に関する支援を行っています。また、将来の医薬品・医療機器等の研究開発を担う若手人材や医療アントレプレナーを育成するプログラムや、医療分野で実用化を目指す方向けのセミナーやシンポジウムなども開催しています。

革新的医療技術創出拠点が提供する各種サービス・コンサルテーション・共同設備は、当該拠点の学内や病院内だけでなく、外部の研究機関やベンチャーを含む企業の研究者にも広く御利用いただけます。(支援業務やサービスの一部は各機関の規程に基づき有償。)ARO (Academic Research Organization)の支援対価の計上が研究費として認められる事業において、医療シーズの実用化研究を計画、実施する際に革新的医療技術創出拠点による支援を希望される方は、以下の拠点一覧*にある問い合わせ先を参照してください。

※ 拠点一覧

https://www.amed.go.jp/program/list/16/01/001_ichiran.html

13.10 研究者情報の researchmap への登録

researchmap^{*}は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、 researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも 有効活用されていますので、本事業実施者は積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

% https://researchmap.jp/

13.11 各種データベースへの協力

(1) バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)(https://biosciencedbc.jp/)は、様々な研究 機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、 平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータ及びデータベースについて、同センタ ーへのデータ提供や公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベー スの概要	Integbio データ ベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果 に関わるデータの複製物、 又は構築した公開用データ ベースの複製物	生命科学データ ベース アーカイ ブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDCヒトデータ ベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

(2) 患者レジストリ検索システムへの登録について

クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)は、疾患登録システム(患者レジストリ)を臨床開発に利活用することで、日本国内における医薬品・医療機器等の臨床開発を活性化させることを目指し、そのための環境整備を産官学で行う厚生労働省主導のプロジェクトです。国立国際医療研究センターは、疾患登録システム(患者レジストリ)の活用促進による、効率的な医薬品・医療機器等の臨床開発の支援の一環として、国内に存在する患者レジストリに関する情報の検索システムを構築し、一般公開しています(https://cinc.ncgm.go.jp/)。患者レジストリ及びコホート研究(治験・介入研究は除く。)に係る研究開発課題で同検索システムに未登録の場合は、登録に御協力をお願いします。

(3) その他

検体保存やゲノム解析については、既存の研究基盤の利用を積極的に行うことが求められ、AMED が最適な研究基盤に誘導・マッチングを提案する場合もありえます。これらへの対応を含め、AMED が指定する各種データベースへのデータ提供を依頼する際は、御協力をお願いします。

13.12 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度※の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- (※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払が標準的となるものと考えられる。(令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での 支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

13.13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」(平成 31 年 4 月 23 日文部科学省)や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開―Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ―最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン〜教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて〜」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5~10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究開発期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

13.14 登用される若手研究者の自発的な研究活動について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業から人件費を支出しつつ、本事業で登用される若手研究者のエフォートの一定割合(20%を上限とする。)について、研究開発代表者等が当該研究開発の推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合は、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動への充当を可能としております。詳細は、AMEDウェブサイト「事業手続き(様式集など)」>「事務処理説明書・様式集」*にて確認してください。

* https://www.amed.go.jp/keiri/index.html

第14章 お問合せ先

本公募要領の記載内容について疑問点等が生じた場合には、次表に示す連絡先にお問い合わせください * 。また、情報の更新がある場合は AMED ウェブサイトの公募情報 * 3 に掲載しますので、併せて参照してください。

- ※1 お問合せはなるべく電子メールでお願いします(以下アドレス"AT"の部分を@に変えてください)。
- ※ 2 電話番号のお掛け間違いに注意してください。電話受付時間は、特記がない場合、平日 10:00~12:00 及び 13:00~17:00 です。
- $\label{eq:constraints} \% \ 3 \ https://www.amed.go.jp/koubo/11/01/1101B_00038.html$

照会内容	連絡先
公募研究開発課題、評価、提案書類の記載方 法等	AMED 創薬事業部 医薬品研究開発課 E-mail: souyakukiban-contact"AT"amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給	AMED 研究公正·業務推進部 研究公正·社会共創課 E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラム	AMED 研究公正·業務推進部 研究公正·社会共創課 E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp
RIO ネットワーク	AMED 研究公正·業務推進部 研究公正·社会共創課 E-mail: rionetwork"AT"amed.go.jp
Medical IP Desk(医療分野の知財相談窓口)	AMED 実用化推進部 実用化推進·知的財産支援課 E-mail: medicalip"AT"amed.go.jp
創薬支援ネットワーク及び創薬事業部によ る支援	AMED 創薬事業部 東日本統括部 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目 5 番 5 号 室町ちばぎん三井ビルディング 8 階 Tel: 03-3516-6181 E-mail: id3navi"AT"amed.go.jp
e-Rad システムの操作方法	e-Rad ポータルサイトヘルプデスク お電話の前に、よくある質問と答え (FAQ) ページにて確 認してください: https://www.e-rad.go.jp/contact.html →そのうえで、e-Rad にログインし、操作マニュアルを 確認できる状態で: Tel: 0570-057-060 (ナビダイヤル)、利用できない場 合は 03-6631-0622 (直通) 受付時間 9:00~18:00 (平日) ※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12 月 29 日 ~1 月 3 日)を除く
バイオサイエンスデータベース	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST) バイオサイエンスデータベースセンター Tel: 03-5214-8491 E-mail: nbdc-kikaku"AT"jst.go.jp

別表

AMEDIこおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

		新医薬品等		新効能	מֿל	倫理指針下の
	1 11 1	治験(医師主導治験/企業治験)	験/企業治験)	治験(医師主導治験/企業治験)	簸/企業治験)	臨床試験 臨床研究法における
	非臨床試験	第1相(安全性)	第11相以降	第1相(安全性)	第11相以降	臨床研究
工程表	研究開発提案時に承認取得までの工程やマイルストンを示した工程表を提出する。	同左	同左	同左	同左	研究開発提案時に目標達成 までの工程やマイルストンを 示した工程表を提出する。
冶験実施計画書	研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する、もしくはマイルストンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施 計画書、又は実施計画書骨子 を提出し、治験実施前に治験 実施計画書を提出する。	同左	研究開発提案時に治験実施 計画書、又は実施計画書骨子 を提出し、治験実施前に治験 実施計画書を提出する。	同左	研究開発提案時に臨床試験 の実施計画書、又は実施計 画書骨子を提出し、臨床試験 実施前に実施計画書を提出 する。
レギュラトリーサイエンス 戦略相談 (対面助言)	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後1~2年目に求める。申請時点では必須ではないが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	研究フェーズ・内容に応じた相談(対面助言)を、原則採択後から治験開始前までに求める。申請時点では必須ではないが受けない。 いが受けていることが望ましい。既に実施した相談記録(事前面談の場合はアカデミア側作成の要旨で可)があれば提出する。	同左	同左	同左	I
主な相談内容	・非臨床試験充足性 ・治験薬等の品質・規格	治験デザイン	・臨床データパッケージ・治験デザイン	治験デザイン	・臨床データパッケージ・治験デザイン	I
提案書に記載する生物統 計家の関与についての記 載等	I	関与の有無について記載が 必要。 関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載す る。 関与がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左	同左
生物統計家関与の必要 性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。
知財		知財	知財等の状況・戦略を記載する。			不要
提案書に記載する知財等 の状況の項目		自己技術の状況、	関連する他者技術の状況、	己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針	こ対する方針	
企業との連携			連携状況を記載する。	記載する。		
治験薬の入手に関する状況	治験薬(対照薬を含む)の入 手に関する状況を記載する。	同左	同左	同左	同左	-

別表

AMEDにおいて求める各種資料の提出時期と内容の整理

		未承認の医療機器(((使用目的の拡大を含む)		既承認の医療機器(承認範囲内での使用)
	1	治験(医師主導治験/企業治験	台験/企業治験)	倫理指針下の臨床試験	倫理指針下の臨床試験
	手臨床試験	探索的治験	治験(ピボタル試験)	特定臨床研究	特定臨床研究
研究の目標		・製造販売承認の取得((使用目的の拡大を含む)		・新たなエビデンスの構築 (標準治療の確立・栃式の確立など)
工程表	研究開発提案時に承認取得への 工程やマイルストンを示した工程表 を提出する。 (保険収載や標準治療の確立につ いても簡潔に記載する。)	同左	同左	研究開発提案時に、試験の位置付 けを明確にし、出口戦略(今後の治 験実施予定、企業連携、製造販売 承認、保険収載)を示した工程表を 提出する。	研究開発提案時に、得られるエビデンスの活用方法とそれに向けての工程・マイルストンを示した行程表を提出する。
実施計画書	研究開発提案時にプロトコールコンセプトを提出する、もしくはマイルストンにて提出時期を明示する。	研究開発提案時に治験実施計画書、又は実施計画書・予とを提出し、治験実施前に治験実施計画書を提出を提出する。	同左	研究開発提案時に臨床治験の実施 計画書、又は実施計画書骨子を提 出し、臨床試験実施前に実施計画 書を提出する。 また、研究開発提案時に、非臨床試 験に関する資料を提出する。	研究開発提案時に臨床試験の実施計画書、 又は実施計画書骨子を提出し、臨床試験実施 前に実施計画書を提出する。
規制当局との相談等	研究フェーズ・内容に応じたPMDA 相談を適時求める。申請時には既 に実施した相談記録(事前面談の 場合はアカデミア側作成の要旨で 可)があれば提出する。	同左	同左	左記に加え、以下について規制当 局と相談を進めている場合は、その 状況を記載する。 ・機器の入手 ・先進医療制度の活用	以下について規制当局と相談を進めている場合は、その状況を記載する。 4 米の実施はあるにあ
主な相談内容	・治験の要/不要・非臨床試験充足性	・治験デザイン	・治験デザイン ・臨床データパッケージ	また、施設内の委員会等と相談を進 めている場合は、その状況を記載す る。	ᄼᇨᄩᆮᄼᅓᄳᆝᆽᄱᆟᆉ
提案書に記載する生物 統計家の関与について の記載等	-	関与の有無について記載。関与がある場合は治験デザインに関するコメントを記載する。関与がない場合にはまるにはってい場合がない場合はその理由を記載。	同左	同左	同左
生物統計家関与の必要 性	必ずしも要しない。	関与すべき場合もある。	関与すべき。	関与すべき場合もある。	関与すべき場合もある。
知財		知財等の状況・	知財等の状況・戦略を記載する。		必要に応じて知財等の状況を記載する。
提案書に記載する知財 等の状況の項目	自己技術	自己技術の状況、関連する他者技術の状況、研究成果の企業導出(実用化)に対する方針	研究成果の企業導出(実用化)に対	する方針	ı
企業との連携	連携がある場合、その状況を記載する。	剰	連携がある場合、以下について記載する。 ・共同研究契約、覚書の有無 ・安全性情報の管理体制 ・不具合発生時の対応・責任	°2	連携がある場合、その状況を記載する。
治験機器の入手・提供 に関する状況		治験機器(対照機器を含む)の	治験機器(対照機器を含む)の入手に関する状況を記載する。		1



国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 創薬事業部 医薬品研究開発課